

【団体部門】 2席

青森県の労働者・県民の状態から見た地方組織県 労連の課題

2010年3月

青森県労働組合総連合（青森県労連）調査政策部

はじめに

I. 「真の敵」発見のために

II. 青森県の労働者・県民の今日の状況

1. ハローワーク前緊急「失業実態アンケート」を実施
2. 主な特徴点
3. 緊急「失業実態アンケート」に見る青森県の労働者・県民の状態

III. 労働者・県民の状態の推移と地域社会の貧困化

1. 人口減少と高齢化の進行
2. 郡部における急激な人口減少と高齢化
3. 郡部における急激な人口減少と高齢化の原因

IV. 青森県の産業構成の推移

1. 産業別就業者数の推移（1985年～2005年）農業の衰退とサービス業の増加
2. 産業別雇用者数の推移（1985年～2005年）

V. 青森県の階級構成の変化と推移

VI. 労働者としての流入先の状態

1. サービス業の事業所規模
2. 所定内給与・年間賞与の全国比
3. 東北県別・企業規模別所定内給与

VII. 多国籍企業化による国内産業空洞化と青森県への影響

1. ブラザ合意による円高・貿易摩擦解消と海外進出・産業の空洞化
2. 県誘致企業数の推移から見た産業空洞化とバブル経済の崩壊
3. 県誘致企業の撤退状況
4. 撤退企業の業種と県内解雇者数

VIII. 青森県の有効求人倍率と雇用状況の推移

1. バブル経済の崩壊と有効求人倍率の推移
2. 県内・県外別求人・就職状況の推移
3. 出稼ぎ労働者の推移

IX. 青森県の失業率の推移

1. 青森県の完全失業者数と完全失業率
2. 青森県内市町村の失業率の推移

X. 青森県における自殺者の動向

1. 全国における自殺増加とその原因
2. 青森県における自殺の実態

XI. 青森県における労働組合の状況

1. 労働組合の組織率の推移
2. 争議件数と争議参加人員の推移
3. 適用法規別労働組合数と労働組合員数の推移
4. 青森県における民間労働者と公務労働者の組織率の推移

XII. 基本的人権と国民主権実現のための「地方自治」

XIII. 青森県の財政危機はどのように作られたのか

—対米従属下での利益誘導型保守政治による財政危機—

1. 県財政悪化の状況
2. 県民にのしかかる負担
3. 県債という借金による県財政の拡大
4. 県債という借金の使われ方
5. なぜ「利益誘導型保守政治」というのか
6. 青森県財政危機の背景、対米従属の下での公共投資計画

XIV. 青森県「財政改革プラン」の問題点と破綻

1. 「財政改革プラン」の根本的問題点
2. 「財政改革プラン」開始当初の破綻

XV. 青森県における経済効果試算 —平成7年・平成12年「青森県産業連関表」分析—

1. 雇用効果の上がる方向に財政を
2. 「平成7年青森県産業連関表」分析
3. 平成7年と平成12年の「青森県産業連関表」比較分析

XVI. 青森県の労働者・県民の生命と財産に対する最大の脅威 —大企業支配とアメリカ従属が青森県にもたらす恐怖—

1. 六ヶ所核燃料サイクル基地
2. アメリカの世界戦略最前線基地三沢
3. 地域の「貧困」が生命と財産に対する脅威を受容

XVII. 人間と自然との物質代謝から見た労働運動の2本柱 —産別運動と地域運動との統一—

XVIII. おわりに

はじめに

2010年1月20日、地元新聞「東奥日報」は「県内生活保護2万世帯『生きるため』最後の選択」と大きく報じた。そして、県健康福祉政策課の担当者話として「高齢者世帯は年金だけで生活するのは厳しい。不景気のため、全国最低レベルの有効求人倍率では就労の場の確保も難しく、受給者の右肩上がりの状況は続いていくのでは」と語っている。また、取材を受けた「青森生活と健康を守る会」の担当者は、「生活保護の受給に関する相談は08年9月ごろから急増…今は親のすねをかじりたくても、かじるすねがない。」と答えている。生活保護受給世帯は、増加に転じた1996年度以降で最多となっている。

今までも雇用は少なかったし、県民の生活は厳しかった。それでも何とか生活ができていた。ところが、生活ができないような抜き差しならない状況が生まれている。今日の、青森県の労働者・県民の困難はどこから来たのか、そしてその困難を解決する方向はどこにあるのか？ 従来の運動では解決できない問題に直面している。その困難を一步でも前進させることが、青森県労連にとって避けては通れない喫緊の課題となっている。今回、その課題への挑戦として、困難の実態を直視しその根源に迫り前進の方向を真に探るために、調査政策部として本論に取り組むことになった。

I. 「真の敵」発見のために

青森県労連新聞2010年新年号は、「嘆きを怒りに、怒りを行動に！」を2010年の県労連運動のテーマとして掲げた。そこには次のように書かれていた。

2009年は、国民の怒りが政権交代を実現させたという意味で、歴史に刻まれる年となった。

国民の嘆きの蓄積は、それだけでは怒りに転化せず自己責任論に埋没してしまう。その嘆きを怒りに変え、怒りを行動に転化させるには、スパークが必要である。「年越し派遣村」は、「可視化」を通じて、国民の嘆きを怒りに転化し、怒りを行動に発火させる飛躍のスパークとなった。自らの嘆きが自らだけのものではなく、多くの国民の嘆きと同じ原因によって引き起こされていること、そしてそれは、「政

治の貧困」が引き起こしている「人災」であるということ、さらに、人災は政治を変えることによって、根本的に変革できるということに気づき、国民を変革への「投票」という行動に駆り立てた。

国民の怒りとその行動は、人権を踏みにじり、国民民主権を否定する根源との対峙を必然的に迫っている。

国民生活否定の根源「大企業支配とアメリカ従属」との闘いが、今年の参議院選挙をその焦点として迎えている。歴史は、国民が主人公の日本を創るという壮大な民主主義創造の運動によって前進する。2010年は、我々国民に「嘆きを怒りに、怒りを行動に！」立ち上がることを、歴史的必然として選択する年となるであろう。

闘いには法則性があり、その法則性に依拠した闘いが求められている。その核心は、国民の蓄積したエネルギーをどう発火させるのかにある。何か外部の力が歴史を発展させるのではなく、我々が持っている力こそが歴史を発展させるのだと思う。しかし、国民はバラバラにされ、ちょうど熱の分子運動のように、運動ベクトルは様々な方向を向いて運動している。それらを統一する。つまり、闘いの道筋を提起し、運動を結合していくことこそが我々に求められている。

そのための闘いのスローガンが「嘆きを怒りに、怒りを行動に！」である。「嘆き」とは、困難の原因がわからず、自己責任論に埋没している状況である。「怒り」は、その原因が漠然としかわからず、どのように運動していったらいいのか、まだはっきり見えない状況である。もし、困難の「真の原因」がわかり、したがって、その「打開の道筋」が見えてくるならば、それは必ず「行動」に結びついていくであろう。

したがって、我々に求められるのは、まず、不公正・不正義・不合理な実態を徹底的に明らかにし、次にそれらがなぜ発生するのかという、問題を引き起こす原因を探り、さらにその問題の本質をえぐり出すことだと思う。まさにその時、運動の方向性が明らかになるのではないだろうか。我々の闘いの道筋は、我々自身の闘いの中にある。そして我々の闘いは、個々人の闘いではなく、日本のそして世界人民の闘いに依拠した闘いである。それらを学び、連帯しながら、真の敵を運動の中で発見していくことだと思う。

今回、我々青森県労連調査政策部が本論で追求しようとしているものは、青森県の労働者・県民の実態を調査・

分析して、青森県の労働者・県民の「嘆き」の実態を探り、「怒り」の原因を明らかにし、その「真の原因」である「真の敵」を発見することによって、県労連運動の方向を探る端緒としようとするものである。言い換えれば、県民の蓄積されたエネルギーを「嘆きを怒りに変え、怒りを行動に転化させる」ための試みである。

表題の後半を「青森県労連の課題」とせずに、「地方組織県労連の課題」としたのは、青森県の労働者・県民の実態を見ればみるほど、困難の根源は青森県固有のものではなく、日本の社会や国のあり方そのものにあると思わざるを得ないからである。言い換えれば、青森県の労働者・県民の状態は、全国の労働者・国民の置かれている困難な状態の青森県における現われであり、したがって、青森県労連の闘いは全国の労働者・国民の闘いと共通するとともに、青森での闘いは特殊青森県労連の闘いとどまらず、各県労連にも共通する普遍的課題（真の敵）を示しているのではないかと考えるからである。

(注)「地方組織」に対応する運動は「地方運動」であり、「地域組織」に対応する運動は「地域運動」となるが、「地方運動」という言葉が一般的ではないため、本論では、地方組織である県労連の運動と地域組織である地区労連の運動を包含する意味で、「地域運動」という用語を使っている。

Ⅱ. 青森県の労働者・県民の今日的状況

1. ハローワーク前緊急「失業実態アンケート」を実施

青森県労連は、2008年9月のリーマン・ショックに端を発する世界金融危機下での日本の雇用情勢悪化が、青森県の雇用情勢にどのような問題を引き起こしているのかについて、実態を把握するため2009年1月ハローワーク前で緊急「失業実態アンケート」を実施した。当時、全国では派遣切りの嵐が吹き荒れ、東京の日比谷公園では、市民団体と労働組合と政党などが協力して「年越し派遣村」（2008年12月31日～2009年1月5日）が実施され、世論を大きく動かしていた時期である。このアンケートは、青森県での実態を明らかにするとともに、「年越し派遣村」に連動する運動として実施された。

- ・実施時期 2009年1月7日～14日
- ・実施場所 県内9ヵ所ハローワーク中8ヵ所のハローワーク（青森、八戸、弘前、十和田、五所川原、むつ、三沢、野辺地）前で

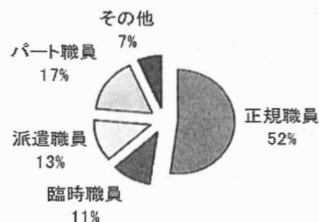
実施。

- ・実施方法 ハローワーク前で配布し、その場で記入してもらい回収。
- ・実施時間 各ハローワーク前で1回、時間は半日。
- ・配布数 2000枚
- ・回収数 790枚（790人）
- ・回収率 39.5%（約4割）

2. 主な特徴点

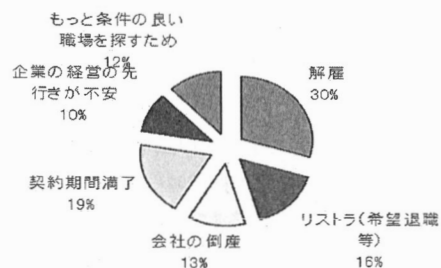
①質問「前職企業での雇用の形態」

臨時・派遣・パートだけではなく、正規職員が52%と半分以上を占めている。



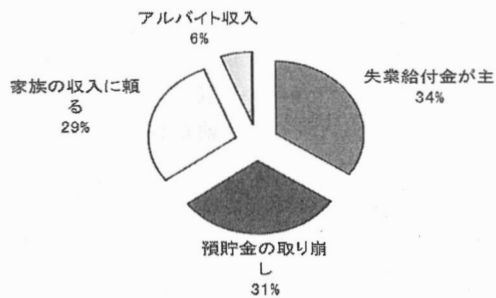
②質問「前職をやめた事由」

解雇・リストラ・会社の倒産などの、不況型の離職が59%と6割を占めている。



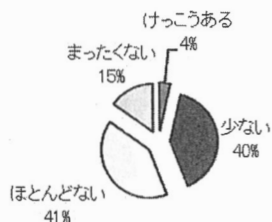
③質問「失業中の生計について」

失業給付金が34%、預貯金の取り崩しが31%、家族の収入に頼るが29%、失業給付金を除けば60%（6割）の人が家計への負担で生活している。失業給付が切れた場合、一気に家計が崩壊する危険を帯びている。



④質問「希望する求人はありますか」

「まったくない」15%と「ほとんどない」41%で56%、「少ない」40%を合わせると96%と9割以上が求人少なさを訴えている。

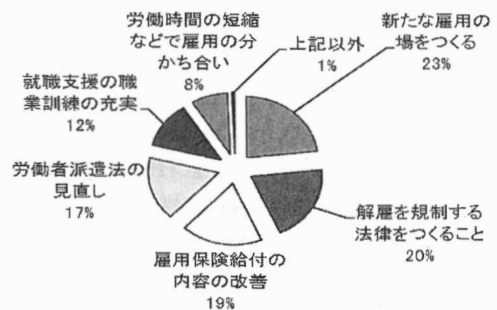


⑤質問「再就職のために一番役立っている機関（場・情報）」

職業安定所（ハローワーク）が89%と9割を占めている。青森県における求人情報のルート少なさと、公的機関である職業安定所（ハローワーク）の重要性を示している。

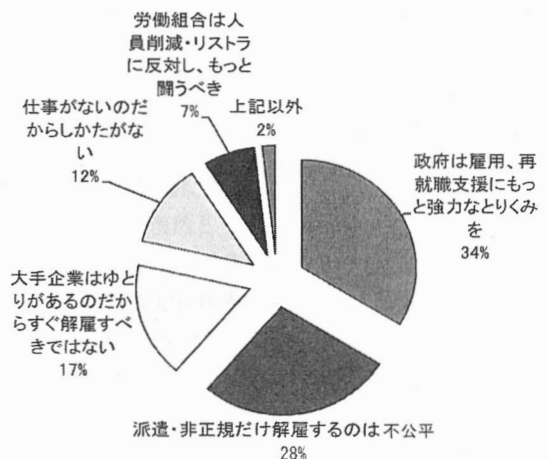
⑥質問「派遣切り、失業者の増大、就職支援で政府が緊急に実施すべきことは？」

「新たな雇用の場をつくる」23%が最大であるが、「解雇を規制する法律をつくること」20%、「雇用保険給付の内容の改善」19%、「労働者派遣法の見直し」17%、「就職支援の職業訓練の充実」12%と、合わせて68%と7割が政府が直接関係する問題となっている。特に、解雇を規制するための法的規制が「解雇を規制する法律をつくること」20%と「労働者派遣法の見直し」17%で37%約4割と最大を占めている。



⑦質問「大企業での人員削減・リストラが相次いで発表されていますが、あなたの実感をお聞かせ下さい」

1番多いのは、政府の取り組みを求める「政府は雇用、再就職支援にもっと強力な取り組みを」34%、2番目に多いのは、「派遣・非正規だけ解雇するのは不公平」28%と経営悪化のしわ寄せを非正規労働者だけに押し付けるもの、3番目は「大企業はゆとりがあるのだからすぐ解雇すべきではない」17%と、非正規雇用を多用して利益を出して、過去最高の利益を上げながら、景気が悪くなるとその利益を生み出した非正規労働者を一方的に切り捨てることへの怒りが表明されている。



⑧質問「雇用・失業問題について、あなたのご意見をお聞かせください。」

この記述式の質問に、162名が回答を寄せた。以下はその内の特徴的な意見である。

i 雇用悪化派遣切りの本県における影響そして怒り

・20代「いくらなんでも、職を失う人が一斉に増えすぎた。一斉に派遣社員等を切るのはひどすぎる。」

・20代「現在、自分の父も失業中で、今の国の対応に

は怒りを覚えます。今するべき問題には、目をそらさず、しっかり見直してほしい。」

- ・30代「猶予期間もなく、しかも年末にリストラは、バカ企業としかいえない。派遣はもうしない。」
- ・40代「仕事を失い住宅ローンの支払いとかで大変です！仕事をしている時でもやっとの今の時代なのに！いきなり解雇になりすぐ仕事見つかるわけでもないのに、先々の不安とあせりでなった人でないとわからないと思います！この問題の事もっとしんげんに考えてほしい！」
- ・50代「自分は弘前にアパートをかりています。アパート代や光熱費など払うことができなくなって、今まってもらっています。仕事がなかなかなくて大変です。雇用給付金はもっとはやくだしてほしい。」
- ・50代「革命をする。労働者万歳。」

ii 失業問題の原因を問うもの

- ・30代「今日の問題は、ハケン元ではなく、ハケン先の都合のカイコに感じる！ハケン先が『悪』。」
- ・40代「外国人を働かせ過ぎ。」

iii 政府の政策転換、強力な取り組みを求めるもの

- ・20代「2兆円のバラマキ分を、今のハケン（解雇された人）にくばるべき。」
- ・20代「派遣切り、私もその一人です。国がもっと何か、支援をするべきです。給付金はいらないから雇用対策が先です。」
- ・40代「生産の現場が海外に行きすぎだと思う。生産を国内に戻し、雇用を増やし、幅広く収入を増やし、消費を増やして行く事が大事だと思う。」
- ・40代「与党と野党で争っていないで、国民のために自分たちの給料をへらして、国民に与えることくらいできるのではないと思う。」
- ・40代「大手企業がどうこうより国の金の使い方に問題があるんじゃないの？ちょっとした税金のやりくりで、どうにでもなることだと思う。くだらない一時的な給付金より減税を考えてほしい。」
- ・40代「IMFとかにお金10兆円くばる位なら、国内の事に金を使え！」
- ・50代「政府が無能すぎる。国会議員の自己主義が多い。個人個人が声を大きく発する必要がある。」
- ・50代「天下りを無くし若者に職場を与えて欲しい。」
- ・50代「定額給付金などといっていずに、リストラ対策を考えるべき。せめてリストラされた方に、

住む所をただで貸してあげれば（住居を）、空いている雇用そくしん住宅があるのでは。公務員、国会議員ばかりいい思いをしていると思う（そういう大臣は辞めて欲しい）。わかっていない。貧しい方の身になって考えてほしい。」

- ・60代以上「毎日テレビ・新聞で目・耳に入ってくるが、真剣に考えているだろうか？選挙対策で扱われている様子で内容が乏しい。緊急課題なのだから、チームを作り対応して欲しい。アンケートも国会に届くようになればいい。」

iv 法制度改正を求めるもの

- ・20代「派遣制度を見直すべき。」
- ・20代「そもそも、日本の不景気は、日本のせいばかりとは言えないけれど、でも、ほとんどは、日本の政治がしっかりしてくれていないからだと思う。今の日本の政治家達は、本当に大人気ないし、『お前ら、いい加減にしておけよ、真面目に考えろよ。』って本当に思う。」

v 雇用悪化のしわ寄せ（高齢者、母子家庭や障害者へのしわ寄せ）

- ・30代「どこの企業も母子家庭への支援が少ないと思う。母子家庭だからこそ働かなければならない状況なのだから、資格や知識ばかりで判断しないで、もっとやる気なども見てほしいと思う。」
- ・30代「小さい子供がいる母親が働ける環境を作してほしい。」
- ・30代「障害求人が皆無。」
- ・30代「母子家庭というだけで、すべてにおいて（面接の前など）すぐ却下する、という実態はどうして改善されないのか…ハッキリ言って差別です。母子家庭の母親ほど仕事に対しての意欲があるのに。」
- ・50代「年齢の制限があり、ことわられてしまう。とても残念に思います。」
- ・50代「求人について年齢制限を設けてはならないとなっているようですが、面接にいったみると、結局年齢で不採用になるようだ。企業側は建前上年齢不問としているが、高齢者は採用する気がないと思う。したがって、求人にははっきり年齢制限を記載してもらったほうが、求職するうえで探しやすくなると思います。」

vi 雇用の拡大を求めるもの

- ・20代「青森県だけが失業率が高いわけではないと思うが、働く場が少なすぎると思う。」

- ・50代「仕事が無い事は、とても苦しい。」
- ・60代以上「県内でも、雇用の場をつくる努力をして欲しい。これでは若い人が流出するのやむを得ないと思う。」

vii 経営者の姿勢を問うもの

- ・30代「会社として利益を追求するのはわかるが、使い捨てのような雇用が多く、会社側で人材を育てていくという気持ちが見えなくさみしい。」
- ・30代「企業は内部留保があるのに、人を切る事はおかしいと感じます。人をそだてる意志なき企業、それにおもねる国家は先がないと考えます。」

3. 緊急「失業実態アンケート」に見る青森県の労働者・県民の状態

まず印象的なのは、アンケートの回収率である。配布数2000枚に対して790人が回答を寄せ、回収率39.5%（約4割）という異例の高さとなった。これは、失業実態の厳しさから何とか雇用を得たいという、失業者の願いの大きさを反映するものであろう。

質問「前職企業での雇用の形態」で、正規職員が52%と半数以上を占めている。これは、青森県では経営基盤の弱い小零細企業が多く、非正規だけではなく正規職員といえども非常に不安定な雇用状況にあることを示している。質問「前職企業の規模」に対して、10人未満が20%、10人～50人が32%と、52%が50人以下の企業規模であった。質問「前職をやめた理由」について、もっと条件の良い職場を探すためは12%に過ぎず、解雇30%、リストラ（希望退職等）16%、会社の倒産13%と、59%（6割）が不況型離職であった。

質問「失業してからどれぐらいになりますか」に対して、3ヶ月未満が37%、3～6ヶ月が26%と合計63%となっている。我々が実施したハローワーク前「失業実態アンケート」の実施は、2009年1月、リーマン・ショック（米リーマン・ブラザーズが連邦倒産法の適用を連邦裁判所に申請）が2008年9月15日、リーマン・ショック後4ヶ月後の実施である。ハローワークには失業後早い段階で行くことは当然であるが、明らかに年末派遣切りにあった30代男性の「猶予期間もなく、しかも年末にリストラは、バカ企業としかいえない。派遣はもうしない。」などの回答を重ね合わせると、リーマン・ショック後生産が急速に落ち込み、派遣労働者が大量に解雇され、派遣労働者供給県である青森に戻って、ハローワー

クに駆けつけたということが予想される。青森県の雇用情勢は、世界の経済情勢に直結しているということが重要な点である。

質問「失業中の生計について」に対して、失業給付金为主34%、預貯金の取り崩しが31%、家族の収入に頼るが29%となっている。最も多い失業給付は3ヶ月から6ヶ月程度、失業給付が切れた場合一気に家計が崩壊していく。預貯金が潤沢な失業者などあるわけがない。最後の家族の収入も、アンケートに20代の女性が「現在、自分の父も失業中」と答えている。一家で複数が失業しているのである。質問「あなたの年齢」に対して、30代25%、40代18%、50代25%と答えている。30代・40代の親は定年を迎え年金生活に入っており、50代は一家の大黒柱が失業しているのである。したがって、家族の収入自体長期に当てにできるものでないことは明らかである。

質問「希望する求人がありますか」に対して、少ない40%、ほとんどない41%、まったくない15%と、その合計は96%に上っている。元々県内に職がないから、派遣労働等で県外に出ているわけである。その労働者が派遣切りにあつて、青森県に戻ってきても職などあるはずがないのは当然である。贅沢を言わなければならないという考えもあるだろう。しかし、先ほどの年齢構成は、働けばいいという年齢ではなく、家族を養っていかなければならない年齢である。そのための最低限度の賃金を求めるのは当然である。

質問「再就職のために一番役に立っている機関（場・情報）」に対して、職業安定所（ハローワーク）だと89%（9割）の人が答えている。都市部と違って、雇用の場所が少なく、しかも、情報が少ない本県にとって、ハローワークはまさに就職の命綱となっていることがわかる。人員削減などでハローワークの機能低下を進めてきた政府の責任は重大である。

質問「派遣切り、失業者の増大、就職支援で政府が緊急に実施すべきことは？」に対して、雇用の創出を求める、新たな雇用の場をつくるが23%で最大であるが、よく内容を見ると、解雇を規制する法律をつくること20%と労働者派遣法の見直し17%は、いずれも解雇の法的規制に関する項目であり、両者を合わせると37%と最大となる。解雇の法的規制が最も有効であり、しかも即応性があることを失業者は認識しているのである。この両者に政府の責任である、雇用保険給付内容の改善19%、就職支援の職業訓練の充実12%を加えると、政府の対応を求める意見が68%と7割を占めている。いかにいえば、いかに政府が国民の雇用に責任を持ってい

ないということに、失業者は怒りを覚えているのである。

質問「大企業での人員削減・リストラが相次いで発表されていますが、あなたの実感をお聞かせください」に対して、政府は雇用、再就職支援にもっと強力な取り組みを34%が最大、次に派遣・非正規だけ解雇するのは不公平28%、3番目に大企業はゆとりがあるのだからすぐ解雇すべきでない17%となっている。政府、大企業の責任を問うている。と同時に労働組合は人員削減・リストラに反対し、もっと闘うべき7%となっている。闘う組織である労働組合の闘いがいかに不十分であるのかを問題にしている。この点、まったくといっていいほど闘わなかった大企業中心の「連合」幹部の責任は重大である。人間を守る組織である労働組合への信頼を大きく喪失させているといえる。

質問「雇用・失業問題について、あなたのご意見をお聞かせください」という記述式質問について、162名もの人が回答している。790名に対して20.5%という高い比率での回答である。「いくらなんでも、職を失う人が一斉に増えすぎた。一斉に派遣社員等を切るのはひどすぎる。」「猶予期間もなく、しかも年末にリストラは、バカ企業としかいえない。派遣はもうしない。」は、派遣切りにあった当事者の回答であり、本県がまさに派遣労働者供給県であることを示している。また、「仕事を失い住宅ローンの支払いとかで大変です!」と、失業が住居を失うことに直結している。青森県内の市町村の所々に「売家」の看板が出されている。これほど「売家」の看板が出されているのは記憶にない状況である。しかも、立派な家も少なくない。貧困だから家を売るのはなく、突然の解雇・リストラによる家計急変に対応できない、それほどのスピードと量で、家庭に襲いかかっているからだと考えられる。「革命する。労働者万歳。」という回答があった。突飛のように感じられるが、あまりの大変さに本人は本気でそう思っているのだと思う。また、失業問題の原因を問う回答として「今日の問題は、ハケン元ではなく、ハケン先の都合のカイコに感じる!ハケン先が『悪』。」は、この問題の本質を指摘している。「そもそも、日本の不景気は、日本のせいばかりとは言えないけれど、でも、ほとんどは、日本の政治がしっかりしてくれていないからだと思う。今の日本の政治家達は、本当に大人気ないし、『お前ら、いい加減にしておけよ、真面目に考えろよ。』って本当に思う。」は、今回の雇用危機の本当の原因が国民主権を踏みにじる「政治の貧困」が引き起こしている「人災」であること指摘している。まさに、この怒りが2009年衆議院選挙での自

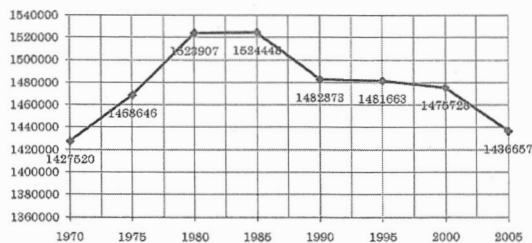
公政治退場を生み出した根源的力となったのである。

我々県労連調査政策部の実施したアンケートの集計結果を、2009年1月27日、青森県庁内の県政記者クラブで記者会見を行った。各テレビ局は当日映像を流し、翌日以降地元各新聞も「『給付金より雇用を』県内求職者から怒りの声 県労連がアンケート」(東奥日報)、「4割が不況で離職 解雇の波正社員にも 県労連が求職者対象調査」(デーリー東北)、「不況型離職4割占める 求職者対象アンケート県労連調査」(朝日県内版)と大きく取り上げられたのも、雇用情勢の急速な悪化の下でのタイムリーなアンケートが、県民の関心に対応したものであったからだと考える。

Ⅲ. 労働者・県民の状態の推移と地域社会の貧困化

1. 人口減少と高齢化の進行

本県の人口は、1983年の152万9269人をピークに減少している。しかし、15歳以上人口は、1970年の103万637人から2005年には123万7418人と約20万人も増加している(「青森県の15歳以上人口」)。他方、出生数の減少で15歳未満がそれ以上に大幅減少している。15歳以上人口増加の内訳を詳しく見ると、労働力人口が4万人増加しているのに対して、非労働力人口は15万2千人増加と、非労働力人口の増加が労働力人口の増加を上回っている。



青森県の人口 「青森県の労働経済」平成13年・20年版

「青森県の15歳以上人口(労働力人口・非労働力人口)」
(1970年～2005年)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
15歳以上人口	1030637	1088293	1157302	1185876	1192580	1228056	1251760	1237418
労働力人口	707161	708001	747049	755372	751672	775411	771302	748122
非労働力人口	323476	380292	408210	429542	440908	451323	472373	475552

「青森県の労働経済」平成2年度・平成20年度から作成

非労働力人口とは、通学者+家事従事者+その他（高齢者など）である。出生数が1981～1985年平均で20075人から、2001～2005年平均で11863人と、この20年間で8200人減少している。逆に60歳以上人口はこの20年間（1985年～2005年）に県全体で188366人増加し、その率も15.1%から29.2%と急増している。つまり非労働力人口増加の原因は高齢者の増加であり、青森県の人口構成は急速な高齢化を迎えていることが分かる。（「平成20年度版青森県社会経済白書」）

2. 郡部における急激な人口減少と高齢化

平成の大合併が2003年（平成15年）から2005年（平成17年）にかけてピークを迎え、青森県でも67市町村が現在40市町村となっている。合併で対象町村が比較できないため、ここでは平成の大合併前の国勢調査のデータである2000年（平成12年）までのデータを比較検討する。

1975年から2000年にかけての25年間に、青森県の人口は県全体で102.4%と増加している。しかしその中身は、市部の増加（112.3%）に対して郡部での減少（87.9%）となっている。市部での人口の増加に対して、急激に郡部での人口減少・過疎化が進行している（「国勢調査昭和50年～平成12年」）。

人口の減少は、下北半島と津軽半島北部に顕著である。1975年に対して2000年の人口比は、特に人口が減少している津軽半島北部の三厩村で45.9%、今別町で56.6%、平館村で57.2%とこの25年間に人口が約半分になるような急激な過疎化が進んでいる。

人口の減少は、単なる減少ではなく、人口構成の急速な高齢化を伴っている。そして、高齢化の速度は郡部ほど進行している。

先ほどの、三厩・今別・平館での65歳以上人口の比率は2000年には、それぞれ32.3%・32.3%・31.4%となっている。つまり、郡部は急激な過疎化と高齢化のダブルパンチに遭遇しているといえる。なお、現在（2007年）では、青森県全体で60歳以上の高齢者は31.8%に達し、

3人に1人が60歳という少子高齢化県となっている。この3町村では7年も前にすでに、しかも65歳以上で30%以上の高齢化を迎えていたのである。

3. 郡部における急激な人口減少と高齢化の原因

津軽半島北部の人口減少と高齢化は、偶然起こったものではない。その地域で生活ができないから、青森市などの市部に出ていき人口が急速に減少しているのである。ことに子育てをしなければならない若者にとって、仕事がないことは深刻な問題である。

この地域の主な産業は、農林水産業である。その農林水産業が、いずれも国の政策によって衰退させられ、生活できずに市部に移動し、人口減で地域が崩壊するような状況が生まれている。

農業の中心は米作である。その米価を政府買入れ価格でみると、1985年に60kg当たり18668円のピークを境に価格下落が続いている。特に強調したいのは1986年から始まったウルグアイ・ラウンド（通商交渉）でのミニマムアクセス米の受け入れである。その翌年1987年から政府買入れ価格が17557円と下がりはじめ、1990年には16500円、2000年には15104円、そして2003年に13748円と、必要経費を補填できない価格に下落していくのである。農業では食べていけないという現実を政府が作り出している。

林業もまた国の政策によって、衰退を余儀なくされている。津軽半島北部は、優良木材ヒバの主要産地である。秋田杉、木曽ヒノキ、青森ヒバは日本三大美林とされていた。三厩村には、増川営林署があり営林署に多くの職員が働いていた。そして、そこから出されるヒバを製材するため、村内だけでも6軒の製材所があり、地域の地場産業として雇用を生み地域を潤していた。かつて日本の木材自給率は1955年には、94.5%にも上った。しかし、1964年には全面自由化となり、その後1985年のプラザ合意で円高が一気に進み、木材輸入が急増し2000年には、自給率は18.2%まで低下している。そのことは、地域における林業関係労働者の職の喪失と直結している。増川営林署は閉鎖され、それにとまって、製材所も1軒だけとなった。雇用の喪失は、地域経済の疲弊へと直結している。

漁業では、豊かな漁場であった津軽海峡は、青函トンネル工事を機に大きく衰退していった。例えば、津軽海峡での主要魚種であるウスメバル（メバルの仲間）の漁獲量は、1960年には最高の1449トンを記録してい

（65歳以上人口の比率の推移）

	青森県全体	市部	郡部
1995年	16.0%	14.0%	19.5%
2000年	19.5%	17.3%	23.5%
増加率	+3.5%	+3.3%	+4.0%

た。それが青函トンネル工事の排水で、1988年には過去最低の197トンにまで落ち込んでいる。これは最高時の13.6%にすぎない。1971年の本坑の起工後工事が本格化してからは、排水による被害が急拡大している。翌年1972年には青函トンネル工事に伴う排水による海水の汚濁によるワカメ、アワビ、タコ等の被害補償として、42,609,568円が工事主体である日本鉄道建設公団から、三厩の漁民405人に支払われている（青森県公害審査会昭和47年（仲）第1号事件）。その後も排水による汚濁は拡大し、地元の方によると、1975年から1976年にかけてコンブなどの海草が激減し、ウニ、アワビなどが壊滅状態になっている。かつてはクロマグロの漁場だった三厩沖からクロマグロが消え、戻ってくるのに20年かかったという。漁業での暮らしを失った漁民は、一部は船を大型化しより遠方での漁業を営んだが、それができない漁民は漁業を放棄し、汚染の当事者である鉄建公団の青函トンネル工事に従事して生計を立てることになる。主産業の一つである漁業も、国策に基づく住民無視の工事によってほんろうされていったのである。

地域住民や地方自治体が判断を誤って地域が衰退しているのではない。国の政策の欠陥が地域に押し寄せ、地域を破壊しているのである。この問題は、前述した「失業実態アンケート」と同様、国が問題を発生させ、拡大しているという点で、まさに同じ構図にあることを頭に置いていただきたい。

農業を中心とする流出した第1次産業就業者（地域住民）は、どこに流入して行ったのか、その過程で、青森県の産業構成はどのように変化していったのであろうか？

〔青森県の産業別就業者数の推移〕（1985年～2005年）

	1985	1990	1995	2000	2005	2005-1985	2005/1985
農業	149611	130002	108680	90472	84180	-65431	56.3%
林業	5300	4079	3146	2299	1560	-3740	29.4%
漁業	17925	15449	12426	10580	9985	-7940	55.7%
鉱業	1017	858	961	1024	594	-423	58.4%
建設業	78442	74835	91198	97387	75155	-3287	95.8%
製造業	75928	95017	92375	87160	71098	-4830	93.6%
電気・ガス・水道	3345	3389	3437	3680	2763	-582	82.6%
運輸・通信業	38866	38605	39796	39098	37525	-1341	96.5%
卸売・小売・飲食店	150509	146753	153673	149808	119577	-30932	79.4%
金融・保険業	17944	18733	17985	18807	15048	-2896	83.9%
不動産業	3214	3351	3427	3497	4142	928	128.9%
サービス業	139008	149262	169116	185414	220221	81213	158.4%
公務（他に分類されないもの）	36195	36878	36999	38838	37513	1318	103.6%

（平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成）

IV. 青森県の産業構成の推移

1. 産業別就業者数の推移（1985年～2005年） 農業の衰退とサービス業の増加

青森県の産業の変化を一言で述べると、それは農林漁業などの第1次産業、特に農業の急激な衰退と、第3次産業であるサービス業の急速な増加である。

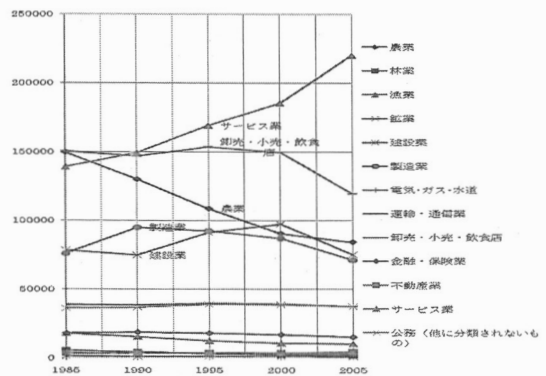
1985年から2005年の、この20年間だけでも、農業、漁業、林業は就業者数を4割から7割減少させている。特に最大の就業者数を誇った農業では、その就業者数を6万5千人減少させて1985年比で56.3%にまで落ち込んでいる。

この20年間に、農業の6万5千人を中心に林業・漁業と合わせて約7万7千人の第1次産業の就業者と、第3次産業の卸売・小売・飲食店の3万人の就業者の多くが、サービス業に流入している。その数は8万1千人にも上っている。大きな流れとして見れば、郡部の第1次産業の農業が崩壊し、市部の第3次産業であるサービス業に流入してきたといえる。このことは、前述した郡部の急激な人口減少と符合している。

（注）「他県からの転入」・「他県への転出」は毎年3万人程度で転出が約2000人～3000人程度転入を上回っている。つまり、第1次産業から減少した就業者が県外に大量に転出したり、県外から第3次産業のサービス業へ大量に流入という、県外からの影響は少なく、就業人員の増減は主に県内での産業間の移動であると言える。

（県統計課「転入転出別・月別移動人口」平成14年青森県統計年鑑）

最大に減少した農業を詳しく見ると、農業就業者が急にサービス業に職を変えたのではなく、農業に新規の後



（平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成）

継者が生まれず、従来後継者となっていた者が、農業を
あきらめてサービス業に就いたということである。その
ことは、農業の年齢別就業者数の推移を見れば明確であ
る。1985年に50歳～54歳が2万3332人と最大の農業人
口であったのが、15年後の2000年にはそのまま65歳～
69歳が1万5508人で最大農業人口となっている（昭和
62年・平成14年青森県統計年鑑）。このままで行けば、
あと10年も経たずに青森県の基幹産業である農業は崩
壊していく可能性がある。

先ほど見た、郡部の人口減と都市部の人口増、特に津
軽半島北部の町村での急速な過疎化・高齢化は、そこ
での基幹産業である農林漁業の衰退によって生計が維持で
きず、住民が職を求め都市部に移動して第3次産業のサー
ビス業に就いたことの結果なのである。就業者の産業間
での移動と地理的移動が同時に起こっているのである。

このことは、津軽半島北部のような地域では、農林漁
業の復興、新たな産業・雇用の創出や、抜本的な社会保
障の充実がなければ、郡部の過疎化と高齢化がさらに急
速に進行し、地域自体を維持できない状況になっていく
ことを示している。

2. 産業別雇用者数の推移 (1985年～2005年)

ここで注目しなければならないのは、先ほど述べた農
業の衰退は、自営の小商品生産者の下層分解と賃労働者
の創出の過程でもあるという点である。

つまり、自ら生産手段を持って生産に当たっていた農
業就業者が、例えば、生産手段を持つ洗濯屋の主人など
になったのではなく、生産手段から切り離されて自らの
労働力を売るしか生活できない賃労働者として、それら
サービス業に雇用されて行ったのである。

この20年間に増加したサービス業での就業者数に対
して、増加した雇用者数は、90.9%に上っていることが
このことを裏付けている。

〔青森県の産業別雇用者数の推移〕(1985年～2005年)

年	1985	1990	1995	2000	2005	2005-1985
サービス業就業者数	139008	149262	169116	185414	220221	81213
サービス業雇用者数	114714	124768	145803	162435	188499	73785
20年間(1985年～2005年)の増加数						
サービス業での増加した就業者数 A						81213人
サービス業での増加した雇用者数 B						73785人
サービス業での雇用者率 B/A						90.9%

(平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成)

このことは、単なる産業間での就業者の移動に留まら
ず、労働者の創出という階級構成の変化を意味しており、
労働者を組織する我々県労連にとって、その運動の方向
性に重大な影響をおよぼすものとなっている。

V. 青森県の階級構成の変化と推移

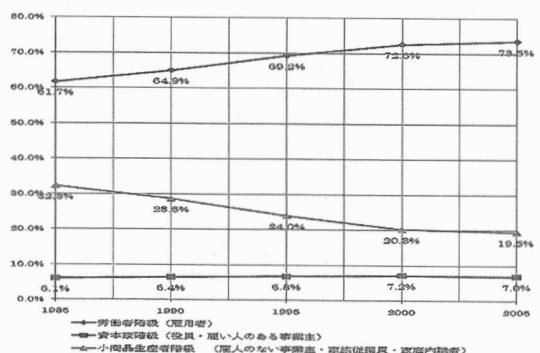
国勢調査の「従業上の地位」から、厳密とはいえない
が、「雇用者」を労働者階級、「役員・雇人のある事業主」
を資本家階級、「雇人のない事業主・家族従業員・家庭
内職者」を小商品生産者階級として、階級構成の変化と推
移を見ると、小商品生産者階級が下層分解して労働者階
級が創出されていることが見えてくる「青森県の階級構
成の推移(1985～2005)」。

1985年から2005年にかけて、小商品生産者階級は23
万1583人から13万3819人と9万7764人減少した。これ
に対して労働者階級は44万2618人から50万3546人と
6万928人増加した。つまり、先ほど述べたように農業
を中心とする小商品生産者階級の解体によって生まれた
人員は、自らの労働力商品しか販売するものがない、労
働者階級に転化していったのである。

その結果、労働者階級の占める割合は、1985年の

青森県の階級構成の推移 (1985年～2005年)

階級構成人数	1985	1990	1995	2000	2005
労働者階級 (雇用者)	442618	466107	509624	529319	503546
資本家階級 (役員・雇人のある事業主)	43748	46224	50201	52379	47928
小商品生産者階級 (雇人のない事業主・ 家族従業員・家庭内職者)	231583	205552	176394	147710	133819
計	717949	717883	736219	729408	685293
階級構成率	1985	1990	1995	2000	2005
労働者階級 (雇用者)	61.7%	64.9%	69.2%	72.6%	73.5%
資本家階級 (役員・雇人のある事業主)	6.1%	6.4%	6.8%	7.2%	7.0%
小商品生産者階級 (雇人のない事業主・ 家族従業員・家庭内職者)	32.3%	28.6%	24.0%	20.3%	19.5%



(平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成)

61.7%から73.5%まで急速に増加していった「青森県の階級構成の推移(1985~2005)」。

では、労働者として流入していった先である、サービス業はどのようなものであろうか。

VI. 労働者としての流入先の状態

1. サービス業の事業所規模

農業衰退によって、生み出された労働者の多くが流入したサービス業について、県内の事業所をその規模で見ると次のようになる。サービス業全体では事業所数31340、従業者数226450人、1事業所当たりの従業員数は7.2人にしかすぎない。サービス業をその内訳でみると次のようになる。

	飲食・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
事業所数	9967	4265	2699	713	13696
従業者数	42924	68113	28788	10304	76321
事業所当たり 従業員数	4.3人	16.0人	10.7人	14.5人	5.6人

(平成21年「青森県統計年鑑」大分類別事業所数及び従業員数から作成)

最大規模の医療・福祉で1事業所当たりの従業員数は16.0人、最小規模の飲食・宿泊業では4.3人しかない。労働者として流入して行った、青森県最大の就業者数を誇るサービス業の実態は、事業所の規模から見ると以上のような状態である。青森県の労働者がいかに脆弱な事業所で働いているのかを示すものとなっている。その脆弱性は、つぎに示す所定内給与にも表れている。

2. 所定内給与・年間賞与の全国比

青森県の男性の所定内給与と年間賞与を全国と比較すると次のようになる。

(単位千円)

	男 性	産業計	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業
全 国	所定内給与	336.7	336.1	328.5	336.3	447.4	319.5
	年間賞与	1078.4	716.3	1236.0	1035.8	2214.5	895.1
青森県	所定内給与	259.7	249.8	250.6	254.9	442.2	233.5
	年間賞与	579.5	258.8	632.1	542.1	1793.9	461.6
全国比	所定内給与	77.1%	74.3%	76.3%	75.8%	92.6%	73.1%
	年間賞与	53.7%	36.1%	51.1%	52.3%	81.0%	51.6%

(平成21年「青森県統計年鑑」産業別所定内給与及び年間賞与から作成)

2007年の産業別所定内給与及び年間賞与額で全国と比較すると、産業全体で青森県の男性は、所定内給与で全国比77.1%、年間賞与で53.7%となっている。これを最も雇用の多い「サービス業」で見ると、男性で所定内給与は全国比73.1%と全国の約7割でしかない。年間賞与ではさらに低く51.6%と約半分に留まっている。つぎに雇用が多い「卸売・小売業」では、所定内給与で75.8%、年間賞与では52.3%となっている。「製造業」や「建設業」では、所定内給与も74~76%台と低いが、年間賞与では製造業では51.1%、建設業では36.1%と全国比の4割にも満たない状況である。青森県の製造業や建設業がいかに経営体質の弱い産業であるかということを示している。

ただ一つ全国とほぼ同じ水準であるのが、「金融・保険業」である。所定内給与で92.6%、年間賞与で81.0%となっている。これらが例外的に高いのは、銀行などの規模は地方としては大きく、また金融・保険業は大手資本の支店として、賃金水準が中央なみとなっているためと思われる。

3. 東北県別・企業規模別所定内給与

2007年の男性の企業別所定内給与(企業規模計)を東北6県で比較してみると、つぎのようになる。企業規模計とは「1000人以上」、「100~999人」、「10~99人」の計である。

(単位千円)

全国	宮城	福島	秋田	山形	岩手	青森
336.7	326.8	289.9	289.5	266.7	261.7	259.7
100%	97.1%	86.1%	86.0%	79.2%	77.7%	77.1%

(平成21年「青森県統計年鑑」全国・東北各県別、企業別所定内給与から作成)

青森県の所定内賃金は企業規模計で、全国との格差は7万7千円となっている。順位は東北で最下位である。しかし、その格差は実態を反映したものとはいえない。その統計の数字が、企業規模従業員1,000人以上、従業員100~999人を含むものであるが、前述したように青森県の最大の産業である「サービス業」の1事業当たりの就業者が7.2人に過ぎないことを考えると、青森県の実態とは大きくかけ離れている。青森県の実態に最も近い企業規模「10~99人」での所定内給与は、青森県の男性で「241.5」(単位千円)となっている。したがって、全国との格差は、全国「336.7」-「241.5」の9万5千

円というのが、実態に見合った数字ではないだろうか。それだけ全国と比べて給与格差が大きく、労働者は低賃金に置かれている。

Ⅶ. 多国籍企業化による国内産業空洞化と青森県への影響

1. ブラザ合意による円高・貿易摩擦解消と海外進出・産業の空洞化

アメリカのドル高による貿易赤字解消のため、1985年先進資本主義5カ国蔵相会議（ブラザ合意）で、円高（当時1ドル250円だったものが150円に）による貿易摩擦の解消が合意された。この結果、日本の競争力は一気にほぼ半減するとともに、日本からの輸出が大きく制限された。

このことは、従来の国内生産方式に根本的変更を要求した。つまり対外貿易で、国内でやっている輸出が大幅な製品コスト高となり、輸出できなくなってしまった。そのことは、日本の大企業に海外進出による多国籍化を必然的に要求した。日本は、1985年以降急速に海外進出を行ない1991年には世界第2位の海外進出大国となった。現在では海外生産比率は2006年度で30.5%と3割を超えている（国際協力銀行調べ海外生産比率）。

2. 県誘致企業数の推移から見た産業空洞化とバブル経済の崩壊

ブラザ合意での円高は、一方で、企業に海外進出を促進させるとともに、国内に残った企業には、輸出競争力維持のための生産費削減を強く求めた。特に生産費の多くを占める人件費削減が重大な関心事となり、人件費の安い地方への企業進出を引き起こした。他方で、経済基盤が弱く雇用の場の少ない本県のような自治体は、地元企業による県内での雇用創出が困難なため、中央からの誘致企業で雇用を創出しようとした。その両者の利害の一致によって、各自自治体は県外企業の誘致を強く促進した。

青森県が誘致した企業の推移は以下のようにになっている。

1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度
15社	4社	9社	13社	30社	24社	30社	10社
ブラザ合意		バブル期	バブル期	バブル期	バブル期	バブル期	バブル崩壊
1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度
8社	4社	8社	6社	9社	5社	11社	7社

（青森県「青森県誘致企業一覧平成13年度」から作成）

上記の誘致企業数は、青森県全体の誘致企業数ではなく県が直接誘致した企業数である。その意味では、誘致企業の全容を示すものではないが、その推移に次のような特徴を見出すことができる。

1985年度の誘致企業15社の業種別内訳は、衣服（11社）、電気機械（2社）、精密機械（1社）、金属（1社）である。これが1986年度には誘致企業数が4社に激減し、しかもその業種は電気機械（2社）、一般機械（1社）、衣服（1社）と大きく構成を変えている。1985年のブラザ合意による約2倍の円高は、輸出競争力を半減するものであった。特に衣服のような人手のかかる業種は、コストの多くを占める人件費が対外的に2倍になるため、青森県のような人件費の安い地域でも生産を維持できずに、進出のための多くのコストを計算しても、アジアのように日本の1/20～1/30という人件費の安い国々へ海外進出せざるを得なくなっている。85年度の衣服（11社）が86年度には1社になっているところにそのことが示されている。

企業誘致で見ると、1987年に始まるバブル景気によって誘致は急速に進み、企業誘致数は1987年の9社から30社まで増大していった。しかし、1992年のバブル崩壊の影響は大きく、1993年度の企業誘致数は3社まで再び激減している。その後は、円高による産業の構造的空洞化とバブル崩壊による停滞、そして徹底的な自由競争を強いる小泉構造改革によって、底知れない大不況に突入している。後で触れるが、県が誘致した企業も、1999年を境に撤退の急増を余儀なくされている。

以上は県の誘致企業からみた限定的な経済動向であるが、利益追求という「資本の論理」が貫徹している以上、様々なファクターはあるにしても、その限定的な動向に日本経済の基本的動きが示されていると考えられる。言い換えれば、青森県が大企業を中心とする中央企業の生産調整弁の役割をはたさせられていると言える。

3. 県誘致企業の撤退状況

県（工業振興課産業立地推進グループ）への照会による資料によると、県が誘致した企業の撤退状況は、1999年を境に大幅に増加している。

年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
撤退件数	3	3	13	8	13
2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
	8	10	4	5	8

まず、県費を支出して誘致した企業が、勝手に個別企業の利益のために撤退していくことは問題である。そのことによって多くの雇用が失われ、地域経済に大きなダメージを与えている。かつて岩手のアイワの突然撤退が、親会社であるソニーの世界戦略（世界的適地主義による最大の利益の追求）によってなされたことを忘れてはならない。

この1999年という年度については、さらに検討しなければならないが、一つは、後述するように、バブル崩壊後の不良債権処理が急加速し、銀行の破綻が相次ぎ、信用不安による中小企業への「貸し渋り貸しはがし」が横行した時期に当たる。もう一つは、青森県のような低賃金の県においても、工場を維持できないという、低賃金を求めてのさらなる工場の海外移転（産業の空洞化）がある。そのことはつぎの撤退企業の業種を見ると明らかである。

4. 撤退企業の業種と県内解雇者数

1997年から2001年までの県誘致企業の撤退状況を見ると、その撤退業種には明らかな特徴がある。5年間の撤退企業40社中10社が電気機械器具製造業であり、16社が衣服・その他の繊維製品製造業である。合わせて40社中26社、これは率にして65%に当たる。これらの業種はまさに、国内の製造業がアジアを中心に海外移転している、その製造業の中心的な業種である。

つまり、本県における企業撤退は偶然ではなく、日本における企業の海外進出、言い換えれば産業空洞化のまさに一環であると言える。青森県の誘致企業の動向が利益最優先のグローバリゼーション化に組み込まれ、青森県の雇用、つまり労働者の状況もそのもとで左右されているのである。

そのことは、解雇者の動向にも反映している。次の表は、誘致企業の解雇者数でなく青森県全体での2000年度における産業別解雇者数であるが、解雇者の53%は製造業であり、前述した産業空洞化による製造業の海外移転とまさに符合している。なお、青森県工業振興課

2000年度産業別青森県内解雇人員数

製造業	卸小売業	建設業	サービス業	運輸 通信業	その他	農林 水産業	金融保険不動産	合 計
1974	613	494	341	265	34	21	6	3748
52.7%	16.4%	13.2%	9.1%	7.1%	0.9%	0.6%	0.2%	

（平成13年度「青森県の労働経済」から作成）

にデータを照会した際、県による誘致企業の雇用者数と撤退による解雇者数を確認したが、県はその基礎的データを把握していなかった。県内の雇用創出のため県費を使って企業誘致しているという点からすると、その行政責任を果たしているとはとても言えない。

以上のように、誘致企業の撤退状況・撤退業種、そして解雇業種から見て、多国籍企業化による国内産業空洞化は他人事ではなく、本県の経済と雇用に直結している問題である。

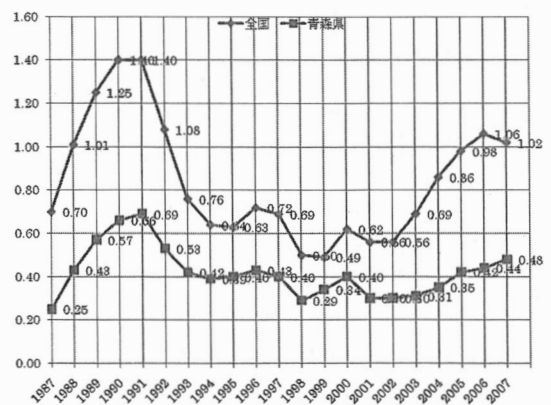
したがって、本県の経済と雇用を守る闘いは、日本の産業空洞化を阻止し、アジアを中心に地場産業や環境を破壊し地域社会を崩壊させている、利益第一主義の日本企業の多国籍企業化との闘いという問題を避けて通れない。つまり、アジア人民と直結した闘いなのである。

Ⅷ. 青森県の有効求人倍率と雇用状況の推移

1. バブル経済の崩壊と有効求人倍率の推移

有効求人倍率は1987年にバブル経済が始まると急速に上昇していった。全国で1987年に0.70倍であったものが、バブル崩壊直前の1991年には倍の1.40倍と倍増している。青森県においても、率は全国に比べて低いものの、1987年に0.25倍だったものが1991年には0.69倍とピークを迎えている。

しかし、1992年のバブル経済崩壊と多国籍企業化による国内産業空洞化によって、有効求人倍率は急速に低下し、1987年レベルにまで低下している。その後一時的な若干の増加はあるものの、1993年から2002年の「失



（平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成）

われた10年」では、有効求人倍率は全国で0.6～0.5倍、青森県においてはその影響はさらに大きく0.4～0.3倍で推移している。

2. 県内・県外別求人・就職状況の推移

かつて青森県は、集団就職列車に象徴されるようなブルーカラー労働者の供給県であった。その後新規高卒者の就職においても、首都圏を中心に多くの高校卒業生が県外に就職し、青森県を離れていった。特に1960年以降始まる「高度成長期」において、首都圏を中心にして慢性的労働力不足となり、労働力の供給は常に求められた。中学・高校卒業生は「金の卵」として珍重された。青森県は、農業を中心とする第1次産業県であり、県内にそれ以外の主要な産業がなかったため労働力は相対的過剰労働人口となっていた。首都圏を中心とする慢性的労働力不足と、本県の相対的過剰労働人口が需要と供給の一致を生み、大量の県外就職者を恒常的に作り出していた。

しかし、1985年のプラザ合意による円高と貿易摩擦解消は、前述したように大企業を中心とする多国籍企業化による海外進出と、国内の産業の空洞化をもたらした。それに拍車をかけたのが、1992年のバブル経済の崩壊である。国内の産業は急速に後退して、労働力に対する需要は大きく落ち込んでいった。青森県でもバブル崩壊直前の1991年に22万8220人あった県外新規求人数は、崩壊した1992年には15万6862人と1年間で一気に7万1358人も減少している（平成13年度「青森県の労働経済」県内・県外別求人・就職状況の推移）。この減少は、好況不況による増減ではなく、製造業の海外進出によってもたらされた国内製造業の空洞化による構造的な現象

である。したがって、かつてのように好況になれば回復するという性質のものではない。

県内・県外就職者数構成比が1991年を境に1992年から大きく県内就職に傾いている。2000年には県内就職数が86.1%、県外就職数が13.9%にまでなっている（平成13年「青森県の労働経済」）。これは、1992年から青森県の産業が興隆したのでもなければ、県民の郷土への望郷の念が増大したのでもない。多国籍企業化による国内産業の空洞化と、それに拍車をかけたバブル経済の崩壊による雇用情勢の悪化は、かつてのように県外、特に首都圏で生計を立て家族を養っていくことを困難にしていることの結果なのである。

3. 出稼ぎ労働者の推移

青森県は全国でも出稼ぎの多い県であった。その出稼ぎ者は減少を続け、2005年度の出稼ぎ者は、1975年度比12.5%と1/8にまで、減少している。これは出稼ぎの主体である農業者の高齢化を十分に考慮しなければならないが、その根本的原因に、出稼ぎ先がないという、前述したような産業の空洞化があることを忘れてはならない。

年 度	1975年度	1985年度	1996年度	2000年度	2005年度
出稼ぎ者数	76,714人	58,131人	30,727人	17,234人	9,613人

（平成9・12・20年度「青森県の労働経済」から作成）

IX. 青森県の失業率の推移

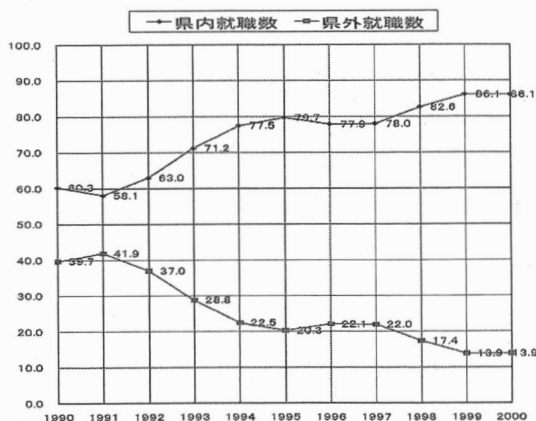
1. 青森県の完全失業者数と完全失業率

青森県の完全失業者数は、1970年には1万3048人であったのが、2005年には6万2721人とこの35年間に4万9千人増加し、1970年の4.8倍に急増している。

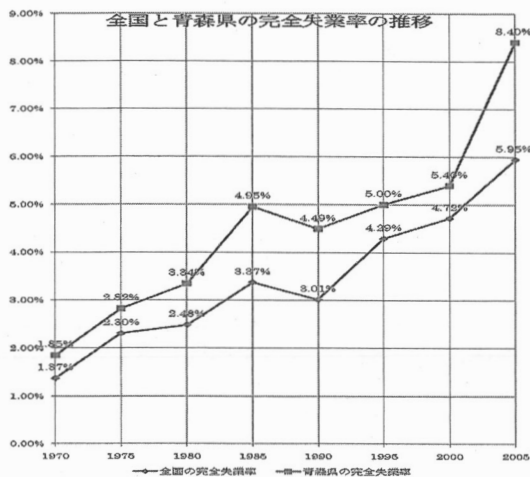
これを完全失業率で見ると、1960年代に1%台、70年代に2%台、80年代に4%台、90年代に5%台と上昇を続け、2005年にはとうとう8.4%となってしまった。90年に「バブル景気」で一時失業率は下がるが、バブルの崩壊と共に再び急上昇している。

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
完全失業者	13048	19944	24918	37358	33727	39148	41830	62721

（平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成）



（平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成）



(平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

全国の完全失業率と青森県の完全失業率を比較してみると、次のような特徴が見えてくる。第1は、青森県の失業率は全国の失業率、言い換えれば日本経済の動向と強い相関関係を持っているという点である。1985年の失業率急増は、1985年のプラザ合意による急激な円高によって、輸出が大打撃を受けた時期と符合しているし、1990年の失業率の一時的低下は、「バブル景気」(1986年～1991年)に対応している。また、その後の失業率の増加は、プラザ合意後製造業を中心に大企業が賃金の安いアジアなどへ急速に進出し、国内産業が空洞化して、日本の大企業が多国籍企業化した時期と重なっている。さらに、2000年以降の失業率の急増は、2001年に小泉内閣が生まれ、派遣労働などによって雇用破壊を強行した新自由主義「小泉構造改革」がもたらしたものである。小泉内閣が発足し大企業だけに有利な、市場経済万能論の「構造改革」と唱え、規制緩和という都合のいい部分だけのグローバリゼーション化によって、日本経済は一層深刻化していった。

第2には、その影響が産業基盤の脆弱な青森県にとっては、大波として襲いかかっているという点である。2005年の完全失業率は全国の5.95%に対して青森県は8.40%となっている。この点に関しては、上記のグラフを見れば一目瞭然である。

したがって、本県のこのような雇用の悪化を改善していくためには、青森県の民間や地方自治体の施策だけでは実効性を担保することができず、国政を国民本位に変革し、「雇用を守る」という社会的強制なしに実現できないことを指摘しておきたい。

2. 青森県内市町村の失業率の推移

青森県の失業率の推移を1975年と2005年で比較すると、県全体では、1.85%から8.40%とこの35年間に完全失業率は6.55%増で、4.5倍に急増している。このこと自体大変な状況といえるが、それを各市町村で見るともっと困難な状況が見えてくる。

2005年の県全体での失業率が8.4%であるが、さらに県内には10%台の市町村が存在している。人口減で述べた津軽半島北部の三厩村、今別町、平館村の内、合併をしなかった今別町は14.6%と、市町村別の失業率では2番目に高い率となっている。最高は、これも津軽半島北部で、旧小泊村と旧中里町が合併した中泊町で15.4%もの高さである。

これらの自治体では、前述したように、第一次産業の農林水産業を破壊するような国の政策によって、地場産業が崩壊し、若者の流出による急速な人口減によって過疎化、高齢化に加えて高失業率という三重苦に襲われている。このことは単に労働者の生活という問題を超えて、地域そのものの存立を危うくしているといえる。労働者・県民の抱えている問題の根本的解決は、国の政策を大企業・首都圏中心重視の政策から、地場産業・地域住民重視の政策に抜本的変更させ、地域そのものの再生・発展を問うことなしには論ぜられないところまで来ているのである。

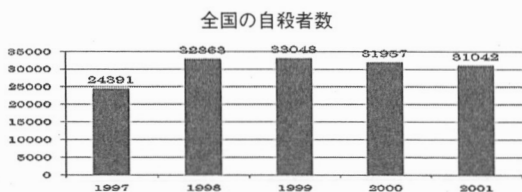
日本の雇用の急速な収縮による有効求人倍率の急速な低下と、失業率の急激な増加は、青森県に大波となって襲いかかり、より大きな有効求人倍率の低下と、失業率の増加を引き起こした。そのことは、元々経済基盤が弱く所得の少ない本県では、自殺という命に直結する問題となっている。

X. 青森県における自殺者の動向

1. 全国における自殺増加とその原因

2009年1年間の自殺者数は全国で32,753人、1998年以来12年連続で3万人を超えた。2008年の警察庁統計資料から計算すると、男女比では、男性が7割、女性が3割となっている。年齢別では、50～59歳が20.3%と最大で、次に60～69歳が17.7%、40～49歳が16.4%、30～39歳が15.7%と続いている。働き盛りの30代・40代・50代の合計は、52.7%と全体の5割を超えている。自殺

の理由としては、健康問題が48%と最大であるが、次は倒産や失業など「経済・生活問題」で23%となっている。「構造改革」という国民総収奪政策が、「生きる」という国民の最低限の権利までを奪っている。



(警察庁HP「自殺者数の統計」)

ここで着目したいのは、自殺者が一気に8千人以上増加し、3万人を超えるようになった1998年という年である。バブル景気が崩壊し、1993年から始まった「失われた10年」で、バブル時の不良債権の処理が急速に進んでいった。政府は、金融機関はつぶさないという「護送船団方式」を取っていたが、その方向を転換し、不良債権により実質債務超過となった金融機関の処理に踏み込んだ。1997年に北海道拓殖銀行、1998年に日本長期信用銀行・日本債券信用銀行が相次いで破綻した。破綻しなかった大手銀行も国からの公的資金を受け、破綻を免れるのに必死となっていった。そのため、融資は極端に落ち込み、中小企業に対する貸し渋りや貸しはがしが横行し、経営破綻や失業率の急増を生んだ。その結果、自らの生命保険を、損失補填に当てるためなどによる自殺が、極端に増加していったのである。

2. 青森県における自殺の実態

1998年に、青森県においても、自殺者が1997年の429人から111人急増し、540人と500人台に突入している。もともと経済基盤が弱く有効求人倍率の低い本県に、全国でのバブル景気の崩壊とそれに伴う不良債権処理によ



(2002年 青森県警情報公開調べ)

(注)この時点ではまだ青森県警は自殺の詳しいデータを発表していなかった。青森県情報公開条例の制定を受け、青森県労連が、青森県で初めて県警に対して、情報公開を請求して入手したものである。

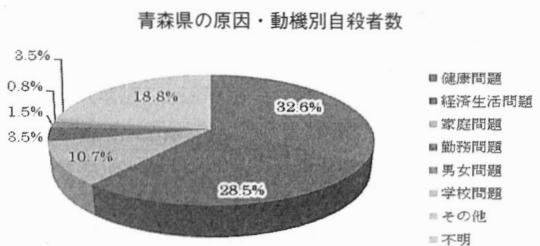
る経営破綻や失業率増加が襲いかかった。この増加は、まさにその結果だったのである。そのことは、前述した有効求人倍率が1998年に全国で0.50、青森県で0.29とほぼボトムの所まで落ち込んでいることから明らかである。青森県自殺者はその後一時400人台に落ちたが、以下のように500人台の高さを維持し、秋田県に次いで、自殺率全国2位が続くという不名誉な状況となっている。

	2004	2005	2006	2007	2008
青森県の自殺者数	596人	591人	500人	507人	523人

(青森県警察ホームページから作成)

2008年の自殺の原因・動機別では、「健康問題」が32.6%と最も多く、「経済・生活問題」が28.5%と2番目に多い。「経済・生活問題」は全国平均では23%であるのに対して、高い率となっているのは、青森県の貧困がいかに深刻であるのかを物語っている。

年齢別は、ほぼ全国と同様な傾向を示している。ただ、60歳以上では全国が自殺の35.1%であるのに対して、青森県は40.4%と高い率となっている。本県における60歳以上の自殺の多さは、現役を引退された方の老後がいかにゆとりあるものではなく、将来を悲観するものとなっていることの反映であろう。特に先に述べたような、過疎・高齢化・高失業率の地域においては、自分たちの老後を支えるべき子どもたちが、地域で生活できずに市部に転出し、地域社会が崩壊を迎えている。その中で経済的にぎりぎりの生活する高齢者の不安感・孤独感は大変なものであろう。国民のためにあるはずの政治が、「人が生きる」ということさえも否定し、地域社会を直撃している。



(青森県警察ホームページ2008年「原因・動機別自殺者数」から作成)

青森県の職業別自殺者数 (2008年)

	自営者	管理職	被雇用者	無職	学生	不詳
自殺者数	66	14	135	281	11	6
率	12.9%	2.7%	26.3%	54.8%	2.1%	1.2%

(青森県警察ホームページ「職業別自殺者数」から作成)

職業別自殺者の最大は「無職」である。青森県におけるその率は自殺者の54.8%と半数以上となっている。「無職」者に占める高齢者の率も高い。しかし、これまで見てきたように、全国を大きく上回る失業率の高さは、職を失いそれが続くことによって、生活が破綻し生命の維持さえも難しくなっている中で起こっているのではないだろうか。「生活と健康を守る会」によると、2009年末の時点で、八戸市には100名を超えるホームレスが生活しているという。この寒い青森の冬をどう過ごしているのか、まさに、死に直結する状況に置かれているといえる。

X I. 青森県における労働組合の状況

政府財界が一体となって進めた新自由主義構造改革は、大企業の最大利益追求のため、収入の最大の確保と、企業利益を圧縮する支出の削減を、その根源的2大要求として持っている。そのために、新自由主義構造改革は、市場原理貫徹を妨げるものを除去するための「規制緩和」と、大企業にとって利益を圧縮する法人税や社会保険料、社会保障、教育などの削減「小さな政府」を不可欠の要求として持っている。「小さな政府」論は、大企業にとっての市場の拡大も同時に意味している。

ではそれに対抗して、労働者と国民生活を守る重要な勢力である労働組合の状況はどのようになっているだろうか。本県における労働組合の状況を推移をおって検討してみる。

1. 労働組合の組織率の推移

労働組合の推定組織率は、1984年には全国で29.1%、青森県では22.1%であった。その後の組織率(%)推移は以下の通りである。

全国では7割の労働者が、青森県においては約8割の労働者が労働組合に組織されず未組織状態にあった。それが24年後の2008年には、組織率は全国で18.1%、青森県では11.6%にまで低下している。全国では8割の

労働者が、青森県においては9割の労働者が労働組合に組織されず、未組織状態にある。

しかし、労働者はもともと労働組合に結集しなかったわけではない。戦後すぐ1949年の全国の労働組合推定組織率は55.8%、過半数の労働者が労働組合に団結していた。今日の状況は、権力を持つ資本に対して、1人では非常に弱い労働者が集団的に団結して対峙するという、労働組合運動の基本的構造が大きく崩されているといえる。次に、青森県の労働運動の状況を、争議件数と争議参加人員で見ると次のように推移している。

2. 争議件数と争議参加人員の推移

青森県の争議件数と争議参加人員の推移を、1987年を基準に見てみると、1987年を100%とした時、この20年間で激減し、2008年には1987年比争議件数で15%、参加人員で6%となっている。

青森県では組合組織率をこの20年間に半減させ、1987年の20.8%から2008年の11.6%と9.2%減少している。その減少率の大きさも問題であるが、争議件数・参加人員ではさらに急速に落ち込んでいる。1987年の争議件数は33件、総参加人員は16631人であったのが、2008年にはその数はわずか件数で5件、総参加人員で1017人にとどまっている。労働組合運動の全体的評価を争議件数と争議参加人員数だけで測ることはできないが、解雇や権利攻撃に鋭く対立して闘う、組合運動の闘いの柱ともいべき争議行為の件数とその参加人員を減らしていることは、労働組合運動の力の低下を示している。

ここでも、1992年のバブル経済崩壊の影響が色濃く出ている。バブル崩壊による経済の悪化は有効求人倍率を大きく引き下げるだけではなく、解雇・リストラの嵐を引き起こした。しかし、それに対する労働組合運動の闘いは、攻撃に見合ったものとはいえず、争議件数・参加人員とも減少させている。先ほど指摘したように、特に参加人員の急速な減少が見られる。では、この争議件数の減少と参加人員の減少の原因をさらに探ってみると次のような問題点が見えてくる。

3. 適用法規別労働組合数と労働組合員数の推移

我々は、ややもすると官公労の労働組合運動に注目するが、労働組合数・労働組合員数の多くは、労働組合法が適用となる民間組合である。

適用法規別労働組合数の推移を見ると、郵便・国有林

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全 国	21.5	20.7	20.2	19.6	19.2	18.7	18.2	18.1	18.1
青森県	13.6	13.1	12.8	12.6	12.6	12.1	12.1	12.0	11.6

(平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

などの国が経営する企業を対象とする「国営企業労働関係法」（現在「特定独立法人労働関係法」、鉄道・自動車運送などの地方公共団体が経営する企業を対象にする「地方公営企業労働関係法」、国家公務員を対象とする「国家公務員法」、地方公務員を対象とする「地方公務員法」などの官公労の労働組合数は、1995年と2001年では、ほとんど減少せず同水準で推移している。地方公務員法適用組合などでは、微増もしている。これに対して、民間企業が対象となる「労働組合法」適用組合はその数を1割（66組合）減少させている。

ところが、1995年と小泉構造改革後の2008年で比較すると、大きくその傾向は大きく変化している。減少していなかった官公労の組合が、210組合から134組合へと76組合大幅減少し、その減少率は36%となっている。これを組合員数で見ると、次のようになる。

	1995年	2008年	2008/1995	減少数
労働組合法	49,131	40,074	81.6%	-9,057人
国営企業労働関係法	3,967	798	20.1%	-3,169人
特定独立法人労働関係法				
地方公営企業労働関係法	3,056	2,112	69.1%	-944人
国家公務員法	3,147	1,348	42.8%	-1,799人
地方公務員法	18,945	11,135	58.8%	-7,810人

（平成9年度・12年度・20年度「青森県の労働経済」から作成）

1995年から2008年の13年間に、県内民間の労働組合法適用の組合員は9,057人減少したのに対して、公務労働の組合員は13,722人減少させている。新自由主義構造改革（小泉構造改革）によって、公務員削減を柱に、日本の公務労働が破壊されてきた結果である。その結果、1995年に29,115人だった公務労働組合員数が、2008年には約半分の15,393人となっている。組織率の低下もあるが、決定的だったのは公務員の大幅削減であった。

最も減少したのは、郵便・国有林などの国が経営する企業を対象とする「国営企業労働関係法」労働組合とその組合員数である。組合数では、2001年に県内49組合が2008年には17組合へと約3分の1へ。組合員数では、2001年に2,867人が2008年には798人へと3分の1以下となってしまった（平成20年度「青森県の労働経済」）。郵便・国有林などの公務員が大幅に削減されるとともに、「特定独立法人労働関係法」適用法人としてほとんどが構造改革によって、公務員型から非公務員型へ変えられてしまったのである。

4. 青森県における民間労働者と公務労働者の組織率の推移

下記のように、まず組織率が民間労働者と公務労働者では大きく違うという点である。公務労働者の組織率は、1995年で74.7%、それが2005年には57.0%と減少している。公務労働者が約7割の組織率を有していた背景には、公務労働での労働者の強固な闘いが労働組合に組織してきたという点と、同時に民間より身分的に安定しているため、組合に加入しやすいという点があると思われる。その点からいえば、たったこの10年間に組織率で17.7%、人数で7,744人も減少させていることは問題である。

ただし、十分に留意しなければならないのは、公務労働の削減と非正規化の問題である。2008年の総務省調査では、公務非正規労働者の数を49万8千人（勤務6ヶ月以上を対象）、自治労は調査に基づき全国で約60万人になると推定している。正規公務労働者の非正規労働者への置き換えは、国の地方行革によって構造的に進められた。特に、小泉「構造改革」が骨太方針で、地方公務員の定数純減を主張し、2001年から20万人近くの正規職員が削減され、非正規職員で補完した。しかし、その多くは臨時職員として労働組合に組織されなかったのである。言い換えれば、公務労働組合の組合員は、政府の政策で減少させられたといえる。これに対抗する道は、正規公務員の削減に反対することと共に現に公務職場で働いている非正規職員を労働組合に組織することなしに、打開の道はありえない。その意味で、公務労働者の総団結という公務労働組合運動の基本が問われている。

青森県全体の労働者の組合への組織化という点では、公務労働未組織労働者の数は約1万人にすぎないということも事実である。

その背後に、9割の未組織民間労働者45万人が存在

	1995年雇用者数	1995年組合員数	1995年組織率	未組織労働者数
民間労働者	498,011人	49,131人	9.9%	448,880人
公務労働者	38,999人	29,115人	74.7%	9,884人
	2005年雇用者数	2005年組合員数	2005年組織率	未組織労働者数
民間労働者	490,465人	39,195人	8.0%	451,270人
公務労働者	37,513人	21,371人	57.0%	16,142人

（産業別雇用者数 平成13年度・20年度「青森県の労働経済」から作成）

（注）ここで「民間労働者組合員数」とは、労働組合法適用組合員数であり、「公務労働者」とは、国営企業労働関係法（特定独立法人労働関係法）、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法適用組合員数を指す。

するという現実がある。ここに切り込まなければ、いつまで経っても多数派の闘いにはならないし、45万人の不安定未組織労働者が労働組合を待っているのである。この点、青森県労連が2000年に結成した「青森県地域一般労働組合」(ひだまりユニオン)は、一人ぼっちの非正規を中心とする不安定労働者に手を差し伸べる闘いとして、重要な意義を有している。確かに、個別未組織労働者を組織することは、賽の河原に石を積むような努力を要する。しかし、そのことは今日の労働運動が避けて通れない道であり、しかもその組織化の実現は、青森県の労働運動だけではなく、全国の労働運動に重要な教訓をもたらすであろう。そういう意味で、我々県労連の目の前には、全国と共通するそして全国の教訓となり得る運動の可能性を有する労働者の状態が存在する。言い換えれば、民間不安定未組織労働者を組織化する闘いを、青森県労連の闘いの中軸としてしっかり位置づけ、大胆に発展させていくことを、青森県の労働者・県民がまさに求めているのではないだろうか。

X II. 基本的人権と国民主権実現のための「地方自治」

日本国憲法は、基本的人権と国民主権実現の徹底のため第8章として「地方自治」を規定している。大日本帝国憲法には地方自治という条項は存在しなかった。天皇主権の下、国民は天皇の臣民・赤子として主権者ではなく、統治の客体であった。その下では、地方において住民自らの自立的組織など考えられもしないことであった。平和主義とともに、基本的人権の尊重と国民主権を基本原理とする日本国憲法は、地方における基本的人権尊重と国民主権の徹底のため、第8章に「地方自治」を置き、冒頭の第92条に、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づかなければならないことを規定している。「地方自治の本旨」は、団体の独立性を保つための「団体自治」と住民の民意を反映させるための「住民自治」にあるといわれている。抽象的な国民は存在しない。すべて都道府県や市町村「自治体住民」である。国民の基本的人権尊重と国民主権を実現するためには、地方公共団体住民である自治体住民として存在する国民に、その人権と自治が保障されなければならないことは当然である。

したがって、地方自治体に求められる基本は、住民の「生命、自由及び幸福追求」に対する権利、わかりやす

くいえば住民の「生命と財産の保護」と、そのために住民の民意を地方議会に反映するための「住民自治」である。

では、県民の「生命と財産を守る」ことを任務とする青森県政は、その役割を果たしているのだろうか？ 県財政の使われ方と財政危機に至る原因から検討してみたい。

X III. 青森県の財政危機はどのように作られたのか

一対米従属下での利益誘導型保守政治による財政危機一

ここでは、県財政が危機をむかえた2003年に青森県労連調査政策部として分析し、すでに「青森県財政 危機の責任と進むべき方向」として発表したものを引用しながら、加筆・訂正して記載した。

1. 県財政悪化の状況

単年度の「県債借入金－県債元利償還金＋基金増減」を作成し、その年度の実質的な赤字の増減を検討した。その結果、青森県の赤字は構造的なものではないことがわかった。北村知事(自由民主党)の最後の1994年には単年度の赤字が319億円であったが、1992年には黒字のプラス84億円であったのである。これが木村県政(保守系無所属)に入り、赤字を400億円から900億円台を重ね、その合計は4786億円となっている。つまり、木村守男前知事は2期8年間(1995年～2003年)に県の借金を4786億円増加させたことになる。そのことが、基金残高の大幅減少と県債残高の大幅増加の理由だったのである。

	1994年 北村県政	2002年 木村県政	差
基金残高(貯金)	1804億円	858億円	マイナス946億円
県債残高(借金)	5871億円	1兆1967億円	プラス6096億円

(平成6年度・平成14年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

2. 県民にのしかかる負担

その結果、1991年から10年で県民一人当たりの財政は次のようになっている。

2002年度でみると、県民一人当たりの財政(家計)は次のようにいえる。

青森県民は赤ん坊からお年寄りまで、一人当たり一年間に87,000円の借金をし、74,000円借金の返済をしている。借金生活の結果、現在の貯金は58,000円しかないのに、借金の総額は815,000円となってしまった。

では、本県の財政悪化は止むを得ないものであったのであろうか？

	1991年	2002年
県民一人当たりの県債借入金 (一年間の借金)	31,000円	87,000円
県民一人当たりの県債元利償還金 (一年間の返済額)	39,000円	74,000円
県民一人当たりの基金残高 (貯金総額)	101,000円	58,000円
県民一人当たりの県債残高 (借金総額)	345,000円	815,000円

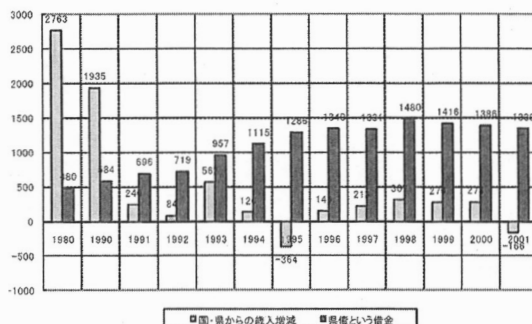
(平成3年度・平成13年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

3. 県債という借金による県財政の拡大

結論的にいうと、県財政の悪化は阻止することができず、財政悪化の責任は「県債という借金による県財政の拡大」を続けてきた木村県政にある。

国からの歳入の主な項目である「地方交付税」と「国庫支出金」の増減と、県独自の主な歳入である「県税」と「諸収入」の増減を合わせて、単年度での実質的な歳入の増減を「国・県からの歳入増減」として見ると、以下のグラフとなる。確かに、1991年にはその合計額が240億円と、前年度の1935億円に比べて1695億円減収しているが、まだ単年度で、240億円プラスなのである。そのことは歳出規模を拡大しなければ、借金である県債を増額する必要がなかったことを示している。1995年と2001年を除けば、その後もわずかであるが増額し続けているのである。

グラフ(単位:億円)



(昭和55年度～平成13年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

つまり、1991年からの県債の大幅な増大は、歳入が負になったのではなく、バブル経済が1991年に崩壊したにもかかわらず、従来の歳入の潤沢傾向を前提にして「県債という借金による県財政の拡大」路線を突き進んだことにその真の原因がある。1991年から県債による県財政の拡大規模は、国・県からの歳入の増減を合わせて、900億円から1700億円台で推移している。これが、前述した基金の急激な減少と県債の急激な増加の理由であったのである。今日の財政難は不可避免的なものではなく、まさに人災であり、そのことを進めてきた木村守男前知事の政治的責任は重大だと考える。

4. 県債という借金の使われ方

歳出を1991年と2001年で目的別に歳出額の増加した順に比較してみると、借金である県債がどのように使われたのかが明らかになる。

最大の増加項目である土木費は、その91.7%を普通建設事業費に使い、次に増加した商工費はその85.4%が貸付金として使われている。第3位の農林水産業費は、その62.4%が普通建設事業費に使われている。こ

	91～01の増加額	普通建設事業費の割合	普通建設事業費の額	合計
土木費	730億円	91.7%	669億円	915億円
農林水産業費	385億円	62.4%	246億円	
	県債が占める割合	県債が占める額	合計	
土木費	50.9%	372億円	436億円	
農林水産業費	16.3%	64億円		

青森県における投資的経費の割合と普通建設事業に占める単独事業の割合

	義務的経費	投資的経費	普通建設事業に占める単独事業の割合
1992	43.9%	35.9%	31.1%
1993	40.7%	40.1%	33.9%
1994	41.7%	39.0%	34.6%
1995	40.7%	39.6%	34.9%
1996	40.6%	39.1%	42.9%
1997	40.1%	37.4%	45.4%
1998	38.7%	38.4%	45.4%
1999	38.0%	37.3%	43.8%
2000	38.3%	36.4%	44.4%
2001	40.1%	34.5%	45.3%
2001年 都道府県平均	44.9%	24.5%	37.9%

(平成4年度～平成13年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

れを充当財源でみると、土木費の50.9%は県債であり、農林水産業費の16.3%が県債で充当されている。普通建設事業費と地方債の割合を、2001年を基準に考えると次のように概算できる。

土木費で669億円、農林水産業費で246億円、あわせて915億円が普通建設事業費（公共事業）に使われているのである。それはこの10年間の歳出総額2422億円の38.8%に当たる。公共事業をすべて否定するわけではないが、極端な公共事業偏重と言わざるを得ない。そして、土木費で50.9%、農林水産業費で16.3%の財源が県債で充当されおり、その額は合わせて436億円となっている。つまり、県債という借金で県財政を拡大しながら、土木・農林水産業という公共事業を増大させ、その穴埋めに県債を増発して、さらに財政を悪化させていく。「公共事業と県債の悪魔のサイクル」という構図が描かれている。

さらに問題なのは、普通建設事業費がほとんどを占める投資的経費が本県はもともと高いのに、その普通建設事業費のうち、単独事業が都道府県平均を大きく上回っていることである。その補助対象とならない単独事業の割合の高さが、さらに県債の増発を生み、県財政を悪化させているのである。単独事業はまさに県の判断であり、さきほど述べた木村前知事の責任の大きさを一層裏づけるものとなっている。

5. なぜ「利益誘導型保守政治」というのか

青森県は典型的な保守王国である。今回2009年の総選挙においても、民主党の風が全国で吹いたにもかかわらず、小選挙区は1選挙区を除いて自民党が勝利した。その集票マシーンとして常に働いてきたのが、県内の土木・建設業者であったということは、県民にとってある意味では当然のことと受け止められてきている。

この構図は、今回の小沢一郎氏への疑惑と同様な構造である。小沢氏の地元岩手県で、建設中の胆沢ダム工事に伴い、下請け業者から小沢氏側（陸山会）に献金されたというヤミ献金疑惑である。下請け業者の一つである水谷建設側は、1億円を小沢氏側に渡したと供述している。つまり、公共事業発注に何らかの権限を持ち、その工事業者になることに強い影響力（天の声）をもって、業者を支配し、業者からの献金を得ている。もちろん選挙での応援は当然のことで、選挙事務所に建設業者からの要員の派遣や票読みは暗黙の了解として行われている。小沢氏が岩手県内の選挙に非常に強いいため、岩手県

が「小沢王国」だと言われるのは、それを支えるこのような仕組みがあるからではないだろうか。

木村前知事が公共事業の拡大を繰り返し、しかも財政負担の大きい県単独事業の割合を増やししながら財政赤字を増大させてきたのも、同様な構造になっているのでも考えられる。例えば、木村守男前知事が実行した、日本一を目指して建設された「青森県武道館」は、設立金額133億5400万円、設立後の資金繰りは、単年度収入3800万円、支出1億5900万円と言われている。このような不要不急で、しかも赤字が最初から予測されるような大型公共事業が繰り返されていることも、そのことを裏付ける一つの資料ではないだろうか？

6. 青森県財政危機の背景、対米従属の下での公共投資計画

県財政危機に関し、木村前知事の責任を厳しく指摘してきたが、公共事業、特に県の単独事業の背景には対米従属化での公共投資計画という重大な問題が存在していた。

1990年、日米構造協定でアメリカは日米の貿易不均衡問題を日本側の責任で処理させようと、GNP（国民総生産）の10%の公共事業を日本に行うよう要求した。対米黒字を縮小させ、公共事業へのアメリカ企業の参入を狙いとするものであった。日本はアメリカの要求に屈して430兆円の公共事業計画を立て、その後さらに200兆円を積み増しして630兆円もの公共投資を1995年から10年間に行うことをアメリカに約束した。

しかし、国には財源がないので公共事業を推進させた自治体には地方交付税を増やし、また地方債許可で優遇するなどの地方自治体への措置で、単独事業を増大させ自治体の財政を悪化させていったのである。そのことが、木村県政が公共事業を拡大し、しかも普通建設事業に占める単独事業の割合を、就任の翌年の1996年から40%台という高い率で行った背景なのである。

その後、2001年からの小泉政権は小泉「構造改革」で、「三位一体改革」（国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の削減）を強行した。2004年度には、この改革によって国庫支出金と地方交付税が大幅に削減されると共に、税源移譲も行われたが、税源移譲よりも削減が大きかったために、地方自治体は、急激な財源不足に陥った。青森県のように、税源移譲といってもそもそも税源のない自治体にとっては、死活問題ともいえる事態が生じた。その意味では、木村前知事の責任は大き

いが、アメリカの要求に屈した政府の政策によって、公共事業拡大路線、しかも単独事業増大路線に走らせられたという面を忘れてはならない。

この点に関し、保母武彦島根大学名誉教授は夕張破綻を例に、その原因について次のように的確に指摘している。「夕張問題の教訓を一般化するとすれば、今日の地方財政危機の震源地は国であり、90年代に国の経済対策のために地方財政を動員し、地方債務を膨張させたうえ、地方債の償還がピークになる2000年代に償還財源である地方交付税を大幅削減し、自治体財政を危機に追いやっている構図のなかで、財政再建団体化のトップランナーとなったのが夕張市であるといえよう。」『夕張破綻と再生』P.132

ⅩⅣ. 青森県「財政改革プラン」の問題点と破綻

1. 「財政改革プラン」の根本的問題点

2003年5月木村前知事は、不祥事により知事を辞職した。知事に就任した三村申吾知事（保守系無所属）は、県財政再建のため、同年11月「財政改革プラン」を発表した。その中には、公共事業の削減など部分的な改善点も見られるが、財政危機の原因を作った公共事業中、最大の公共事業である新幹線建設に関しては「県民の悲願である東北新幹線全線の早期完成」と全くの別格扱いという状況であった。

その「財政改革プラン」に対して、県労連調査政策部として、2003年10月段階で青森県財政を分析し、前述した「青森県財政 危機の責任と進むべき方向」を発表し、三つの重要な問題点を指摘した。一つ目は財政悪化の責任の所在を明らかにしていない点。二つ目は財政を方向づける青森県の将来構想がない点。三つ目は県財政悪化をもたらした中央集権的な税財政システムの改革への視点が欠落している点。これらへの批判的検討がない「プラン」に現実を変革していく力は生まれないであろうと我々は批判した。特に責任の所在を問うことなしに、どうして過ちを繰り返すことを防ぐことができるのだろうか？

前述したように、報告で、「責任の所在」は一応提示できたが、地方分権に基づく中央集権的な税財政システム改革の検討と、青森県のあるべき姿を地域の運動に学びながら県民の側からの財政プランをつくり上げていくことは、我々に課された重要な課題として残っていた。

2. 「財政改革プラン」開始当初の破綻

三つ目の問題点として挙げた「地方財政悪化をもたらした中央集権的な税財政システムの改革」の必要性は、すでに、本県においても現実のものとなっている。2003年の11月に発表され、2004年度から実施された「財政改革プラン」は、2004年度当初ですでに破綻し、変更を余儀なくされている。2004年5月に発表された県の「中期財政試算」では、財源不足は拡大し、その完成年度である2008年度には財政再建団体に転落し、「財政改革プラン」を確実に実行しても2005年からプラン完成年度の2008年まで財源不足は827億円に上ると推計し、「プラン」の大修正を余儀なくされた。

それは、小泉「構造改革」の下で「国庫補助の廃止」「地方交付税の縮減」「税源移譲」という三位一体改革が強行され、国庫補助金と地方交付税は削減しながら、同時に実施されるべき地方への「税源移譲」が進まないため、大幅な歳入欠陥が生じているからである。国からの地方交付税と国庫負担金の割合が県の歳入の5割を占めるような、脆弱な財政基盤にある本県にとって、まさに、「中央集権的な税財政システムの改革」なしに本県の財政改革はありえない。

2004年には、「財政改革プラン」に加えて「行政改革大綱」を策定し、県民や県職員の痛みを伴う補助金と人件費のカット、施設や組織、さらに県立高校の統廃合などを行い歳出削減を行ったが、財政再建は進まず、「財政改革プラン」の完成年度である2008年に、三村知事は記者会見で「基本中の基本は、地方交付税を元に戻すことだ」と発言した。2003年「プラン」開始時に試算された基金残高目標380億円を大きく下回る262億円となることが判明したためである。その額は2003年の「プラン」開始時の3分の1という額であった。県財政の現在の状況は、2010年度末の基金残高はさらに減少して220億円となり、県債残高は1兆3310億円に達する見込みである。木村前知事が行った公共事業拡大による利益誘導型保守政治によって作られた借金は、現在も県民に重くのしかかっている。そして、公共事業拡大路線の重大な原因をつくったのが対米従属の公共投資計画はであることを、我々は決して忘れてはならない。対米従属の政治が続く限り、違った形で国民の痛みは繰り返されるであろう。

県内市町村の財政状況はもっと厳しく、財政破綻回避へ向け、必死の努力を行ったが、2008年には、県内6市町村が「早期健全化団体」に該当し、さらに2010年3

月には、大鰐町が「将来負担比率」の基準を超えて「財政健全化団体」に転落した。

財政再建には三位一体改革で削減された地方交付税の回復なくしては実現しない。つまり、我々が指摘したとおり、「中央集権的な税財政システムの改革」なくしては財政再建ができないことが実証されたのである。

さらに、二つ目の問題点である「財政を方向づける青森県の将来構想」について、つぎのように記した。「青森県のあるべき姿を、地域の運動に学びながら県民の側からの財政プランをつくり上げていくことは、我々に課された重要な課題であろう。」、青森県のあるべき姿を模索していくことなしに財政改革プランをつくったとしても、それはただの机上の空論か、地域の文化や産業の活性化と結び付かず、青森県の発展と相容れないものになってしまうであろう。

そこで、「青森県のあるべき姿」を模索していく一環として、青森県産業連関表の分析に我々調査政策部として取り組むことになった。その目的は、青森県における雇用問題での最大の課題である「雇用の創出」はいかにすれば可能を明らかにするためである。

XV. 青森県における経済効果試算

—平成7年・平成12年「青森県産業連関表」分析—

(注)2008年3月時点で、「青森県産業連関表」を作成している県企画政策部統計分析課に問い合わせたところ、平成17年(2005年)版はまだ完成していないため、平成7年(1995年)と平成12年(2000年)版を使用して分析を行った。

1. 雇用効果の上がる方向に財政を

最大の柱は、県民の生活と雇用を守っていくことである。特に経済基盤が脆弱な本県にとって、民間経済の急激な活性化を望むことは難しく、県財政の効果的な発動が重要となる。その際、従来の箱モノ公共事業から雇用効果の高い分野への財政の組み換えが重要である。

その方向は、公共事業から社会保障、医療・保健分野へのシフトが求められる。1兆円の投資に対する雇用効果は次のようになっている(98年有働参議院議員配布資料)。

社会保障	29 万 1581 人
医療・保健	22 万 5144 人
公共事業	20 万 6710 人

【社会保障の経済効果は公共事業より大きい】自治体研究所

また、公共事業を実施する場合でも、工事の規模によって雇用効果が大きく異なる。

〈工事100万円当たりの就業者数(のべ)〉

工事規模	100万円 あたり 就業者
5億以上	9人
5億～1億	10人
1億～5千万	14人
5千万～1千万	16人
1千万未満	19人

1998年度「公共工事着工統計」(建設省)

さらに、大型公共事業と生活密接型公共事業では、中小企業への発注率が違う。

	大企業	中小企業
臨海開発関連	90.4%	9.6%
住宅局関連	30.3%	69.7%
福祉局関連	16.9%	83.1%

(東京都の92～99年度の公共事業発注状況)

以上を、重ねると財政の使い道を公共事業から社会保障、医療・保健分野へスライドすることと、公共事業を実施する場合でも、事業規模を小さくし、しかも生活密着型の公共事業にする。そのことにより、雇用効果があり、しかも本県のように中小企業がほとんどのところで中小企業に仕事がまわり、さらに県民の生活を直接差支えるという効果がある。

この点、県の「財政改革プラン」が、県民生活に密着した公共事業を対象に「生活創造公共事業重点枠」を設けたのは評価できることである。

では、より具体的に本県の生産誘発効果・粗付加価値誘発効果・雇用効果について、青森県の産業連関表の分析を通じて、検討してみるとどのようなことが見えてくるであろうか。

2. 「平成7年青森県産業連関表」分析

「平成7年青森県産業連関表」を使い、青森県における「生産誘発効果」、「粗付加価値誘発効果」、「雇用誘発効果」を試算してみると、次のような結果となった。

(各部門に1000億円の需用があった場合)

「平成7年青森県産業連関表」より作成

①. 青森県における生産誘発効果比較

部門	一次効果	二次効果	合計
土木	1364 億円	281 億円	1645 億円
社会保障	1218 億円	429 億円	1646 億円
医療・保健	1211 億円	339 億円	1550 億円
教育	1122 億円	487 億円	1609 億円

②. 青森県における粗付加価値誘発効果比較

部門	粗付加価値誘発額 (一次+二次合計)
土木	882 億円
社会保障	1124 億円
医療・保健	901 億円
教育	1260 億円

③. 青森県における雇用誘発効果比較

部門	雇用誘発数
土木	14900 人
社会保障	24018 人
医療・保健	14040 人
教育	15044 人

(注)「公共事業」を取り上げないで「土木」を取り上げているのは、青森県の産業連関表は「公共事業」が記載されている184部門のデータが公表されていないので、「土木」が分類されている92部門で試算したためである。県の担当者に確認したところ、「土木」の県内生産額の内、75.3%が「公共事業」、「その他」が24.7%ということであった。これからすると、「土木」の傾向は「公共事業」と同じ傾向にあると考えても差し支えないといえる。

「生産誘発効果」とは、県内において直接・間接に誘発される生産額のことであり（この例では各部門に1000億円の需用が生じた場合）。各部門に1000億円の需用があった時、青森県においては「土木」で1645億円、「社会保障」では1646億円、「医療・保健」では1550億円、「教育」では1609億円生産が誘発されている。そのほとんどが公共事業として行われる「土木」よりも、わずかながら「社会保障」の生産誘発効果が大きくなっている。また「教育」も「土木」とほぼ変わらない生産誘発効果を示している。これは年度や、その年の消費性向（可

処分所得の内、消費に回される割合）によって変動するが、少なくとも「土木」と「社会保障」は同等の生産誘発効果を有していると言える。

「粗付加価値誘発額」とは、生産活動で新たに生み出された価値のことである。その額は、1000億円需用があった場合に、「土木」で882億円に対し、「社会保障」で1124億円、「医療」で901億円、「教育」では1260億円と、いずれも「土木」を上回る粗付加価値を誘発している。特に、「教育」と「社会保障」の粗付加価値誘発額が「土木」の誘発額を大幅に上回っている。

「雇用誘発効果」とは、その部門に一定額が投入された時生み出される雇用数である。特に注目すべきはこの「雇用誘発効果」である。1000億円需用があった場合、「土木」では、雇用が14900人誘発されるのに対して、「社会保障」では約1万人多い、「土木」の1.6倍に当たる24018人の雇用が誘発されるのである。これは、前述したように公共事業に極端に偏重している本県の財政支出に、大きな警鐘を鳴らすものである。前述した全国データだけではなく、本県においても「社会保障」が「土木」（公共事業）と比較して、「生産誘発効果」、「粗付加価値誘発効果」、「雇用誘発効果」でいずれも「土木」（公共事業）を上回っていることをデータとして示している。これらの傾向は、国だけではなく各都道府県にも共通する傾向である。

今後の県の財政発動の方向が、「土木」（公共事業）から「社会保障」にスライドしていく必要を客観的に裏付けている。特に、民間産業が脆弱で求人倍率が全国最下位レベルの本県にとって、雇用を拡大していくために雇用誘発効果の高い「社会保障」に県財政を投入していくことが、財政政策として緊急に求められている。

3. 平成7年と平成12年の「青森県産業連関表」比較分析

「平成12年青森県産業連関表」を使い、青森県における「生産誘発効果」、「粗付加価値誘発効果」、「雇用誘発効果」を試算し、前述した「平成7年青森県産業連関表」と比較してみると、各部門に1000億円の需用があった場合次のような結果となる。

ただし、前述したように平成7年は「土木」で、平成12年は「公共事業」で試算している。

①. 青森県における生産誘発効果比較

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
土木・公共事業	土木 1645 億円	公共事業 1635 億円
社会保障	1646 億円	1638 億円
医療・保健	1550 億円	1562 億円
教育	1609 億円	1631 億円

②. 青森県における粗付加価値誘発効果比較

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
土木・公共事業	土木 882 億円	公共事業 888 億円
社会保障	1124 億円	1152 億円
医療・保健	901 億円	937 億円
教育	1260 億円	1285 億円

③. 青森県における雇用誘発効果比較

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
土木・公共事業	土木 14900 人	公共事業 14960 人
社会保障	24018 人	26468 人
医療・保健	14040 人	15609 人
教育	15044 人	15956 人

今回、「平成12年青森県産業連関表」を使い改めて経済効果を試算したところ、平成7年とほぼ同様の傾向が見いだされた。

「公共事業」を「社会保障」、「医療・保健」、「教育」と比較すると、「生産誘発効果」はほぼ同様だが、「粗付加価値誘発効果」はいずれに対しても低く、「雇用効果」でも他の部門に比べて最低という結果になった。これに対して、「社会保障」は「生産誘発効果」と「雇用誘発効果」で最も経済効果があり、「教育」は「粗付加価値誘発効果」で最大である。

特に注目されるのは、本県にとって非常に重要な「雇用効果」では、「土木」の「社会保障」との差が平成7年には-9118人であったのが、平成12年には-11508人（「公共事業」と、平成7年より2390人も「社会保障」の雇用効果が増大している点である。「土木」と「公共事業」は単純には比較できないが、前述したように平成7年で「土木」の75.3%を占める「公共事業」という点から見ると、雇用効果における「社会保障」の優位性と、その格差拡大傾向は間違いなく広がっているといえる。

平成7年の分析で指摘した、財政支出を「公共事業」から「社会保障」にシフトしていく必要性はますます高まっているといえる。

XVI. 青森県の労働者・県民の生命と財産に対する最大の脅威

—大企業支配とアメリカ従属が青森県にもたらす恐怖—

県民の「生命と財産を守る」ことを最大の任務とする青森県政が、県民の生命と財産にとって最悪のシナリオを提供している。

1. 六ヶ所核燃料サイクル基地

青森県六ヶ所村開発は、1969年に策定された「新全国総合開発計画」（新全総）によって、北海道の苫小牧、西南地域（瀬戸内海沿岸西部と志布志湾）とともに、大規模工業基地として指定された。

六ヶ所村は、もともと農業に適さない荒れ地であった。そのため農業が成り立たず、戦後旧満州から引き上げてきた満蒙開拓団が開拓に入ったが、やせた土地とヤマセ（冷たい東風）のため米もとれず主食はジャガイモだったようだ。県内でも最も貧しい村であった。開発が決まった1969年の翌年1970年の歳入内訳は「村税5%、村債12%、残りは地方交付税、国庫支出金、県支出金などで73%を占めている」（鎌田慧著『六ヶ所の記録』）。

六ヶ所村は、最初から核燃料サイクル基地として開発されたものではない。その経過は、1969年新全総の候補地として指定されるが、寺下村長は大量の立ち退きや公害の危険を理由に開発反対を表明、その後開発推進を掲げた古川村長が反対派の寺下村長を破り当選して開発が本格化した。土地の買収には「むつ小川原公社」が担当し、県が株主になっている「むつ小川原開発株式会社」が資金を出した。県の開拓営農指導員だった職員が所属して買収に当たった。まさに、県が主導の形で土地買収が行われた。買収は、作物も十分に育たず、酪農に転換しても借金を抱えていた農家にとっては願ってもない話だった。

しかし、土地は確保したが、企業誘致は進まず石油備蓄基地だけで、多くの土地が売れ残り、県が株主になっている「むつ小川原開発株式会社」は、莫大な負債を抱えることとなった。その穴埋めとして「核燃料サイクル基地」を受け入れることとなったのである。ここにも、大企業利益優先の財界・政府の政策と、それに国策に追従する青森県、そしてそれに反対ながらも受け入れざるを得なかった、六ヶ所村の「貧困」がある。

現在（2005年度）、村税5%だった六ヶ所村は、村税

比率65.1%、地方交付税が不交付の富裕自治体となっている。核燃料サイクル基地関連がその中心である建設、製造業、サービス業を合わせると村の就業人口の65.8%を占めている。まさに、核燃料サイクル基地の存在なしに六ヶ所村の存立はないところまで、核燃料サイクル基地に包摂されているといえる。

2. アメリカの世界戦略最前線基地三沢

米軍三沢基地問題と在日米軍問題に関するスペシャリストである地元新聞東奥日報社編集委員である、斉藤光政氏の著書『米軍秘密基地ミサワ』、『在日米軍最前線』は、三沢基地とそれを補完する車力村（青森県日本海側）のXバンドレーダー、そしてむつ市（下北半島）に建設するガメラレーダーは、アメリカの世界戦略のためのミサイル防衛システムとして、青森県に設置されたものであり、青森県をアメリカが引き起こす戦争の直接の報復攻撃対象とさせるものであることが、事実をもって明瞭に書かれていた。

斉藤氏の著書によると、三沢米軍基地は、冷戦時代はソ連・中国・北朝鮮に対する核攻撃基地であり、その後2003年には、日本の防衛に全く関係ないイラク戦争で、F16戦闘機による先制攻撃の出発基地として使用されている。憲法9条で戦争を放棄した日本がアメリカの侵略戦争の最前線にされていたのである。

また、青森にあるXバンドレーダー（自衛隊車力基地に配属された米軍の高性能レーダー）と、ガメラレーダー（FPS-5青森県むつ市に建設中）の役割に関して、斉藤氏はレーダー装置に詳しい航空自衛隊幹部の話として、「弾道ミサイルの発射そのものは、赤道線上にある米軍の早期警戒衛星が探知します。その警報を受けて、探知距離が長く捜索範囲の広い空自のFPS-5がキャッチ。さらに米軍のXバンドレーダーが追尾し、正確な弾道や着弾点、着弾までの時間を解析することになるのではないだろうか」と説明している。また、Xバンドレーダーの配備目的について、軍事専門家の話として「もともと、米国のミサイル防衛は米本土と日本にある米軍基地を守るためにあります。そのなかで、車力のXバンドレーダーは北朝鮮と中国に対する前衛線で、日本の防衛は二次的なものにすぎません」と述べている。

まさに、青森県は米軍の世界戦略のための前線基地である三沢基地を抱え、ミサイル攻撃を探知するレーダー網を抱えた県である。攻撃される相手からすれば、攻撃の最前線の機能を持つ三沢米軍基地と、その目としての

車力のXバンドレーダーとむつ市のガメラレーダーは攻撃の最優先目標なのである。しかも、攻撃対象である三沢基地の隣には、六ヶ所核燃料サイクル基地が存在する。もし攻撃されれば広島・長崎に次ぐ国内第3の原爆被害地に青森県がなる恐れが間違いなくある。

六ヶ所核燃料サイクル基地問題でも述べたが、なぜ、危険な米軍基地を三沢市民は受け入れるのか？ 三沢市は主たる産業もない都市である。それは基地が存在することで交付される「国有提供施設等所在市町村助成交付金」や「施設等所在地市町村調整交付金」などの交付金や、国庫支出金に含まれる「特定防衛施設周辺整備調整交付金」や「特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備」による歳入が三沢市の重要な財源になっていることが大きな要因となっている。例えば交付金は年間20億円となる。また、国庫負担金も青森県内で同じ程度の黒石市と比較すると、約20億円多い。三沢市では、歳入に占める基地関係部分が全体の約20%を占めている。また、基地外に居住する米兵家族を対象とした民間の住宅である「米軍ハウス」の年間収入は約14億円に上るとされている。六ヶ所村と同様、三沢市も「貧困」が、ミサワ米軍基地を受け入れ、存続させる重要な要因となっていたのである。

その結果、県民の「生命と財産」が、六ヶ所核燃料サイクル基地と三沢基地・ミサイル防衛システムによって侵害される危険性が高い、しかもいったん発生すれば取り返しのつかないような重大な危険性である。それを引き起こす「大企業支配とアメリカ従属」との闘いなしに、県民の「生命と財産」を守ることはできない。ここでも「大企業支配とアメリカ従属」が、県民に重大なしかも生命の生存にかかわる危険を生じさせているし、危険性は限りなく大きい。そして、その危険を防ぐことは、労働運動（産別闘争）だけでは不可能である。県政と国政の革新なしには実現できないものである。したがって、県民の「生命と財産を守る」ためには、地域運動（地域闘争）との統一戦線が不可欠なのである。

3. 地域の「貧困」が生命と財産に対する脅威を受容

六ヶ所核燃料サイクル基地は、財界・政府が大企業の利益のために行った大規模開発の延長線上に生まれ、三沢米軍基地は、アメリカが国益のための世界戦略上三沢を位置づけ、対米従属下にある日本政府がそれに従うなかで生まれた。そのことははっきりしている。問題なのは、なぜ、それを六ヶ所や三沢が受け入れているのかという点である。

「貧困」が受容を生んでいる。生活できないことが、危険なものを受け入れ、自らの地域と青森県を危険にさらしている。では、「貧困」とは何か？

2000年9月に青森で開催された第3回東北地域・自治体政策セミナーの重森暁氏（大阪経済大学）の講演「『分権新時代』の地域・自治体像」とシンポジウム「青森発＝地域再生、まちづくりへの挑戦」は、我々に重要な問題提起を投げかけた。講演は、21世紀の地域像として「内発的發展」を主張する。氏は経済学の基本問題に立ち返り、「豊かさとはなにか？」について、従来の経済学が、人間の欲求がどれだけ充足されているかや、物質的財貨をどれだけ持っているかを基準としていたが、それらは人間の潜在力と多様性を無視し、その人間が本来持っている能力がどれだけ発揮されているのかを欠落させているとし、人間の可能性をどれだけ生かしているのかを、基準とすべきであり、「内発的發展」とはそのような人間発達の経済学を地域に適用したものだと言った。この点に関し、ノーベル経済学賞を受賞したインドのアマルティア・センは、次のように指摘している。「焦点が最終的には人間の自由、価値を認める理由のある生活を送る自由の拡大に置かれているとすれば、経済成長の役割は開発のプロセスについてのもっと根本的な理解に統合されなければならない。経済開発は人間がもっと生きがいのある、もっと自由な生活を送るための潜在能力の拡大であるという理解だ。」『自由と経済開発』P.340

とすれば、地域・自治体の発展とは、地域にある潜在的な能力を開花させ、地域の人たちの諸能力が発達することである。ゆえに、内発的發展の基本要素は外来型企業誘致ではなく、地域の潜在能力実現型であり、地域市場を基礎に世界市場に展開するものであり、お互いの質的向上を目指した競争と共同であり、地域の固有性を重視したものとなる。そしてその実現のため自治体の役割が求められることとなる。

シンポジウム「青森発＝地域再生、まちづくりへの挑戦」で地元のシンポジストから次のような発言があった。「立ちネブタは五所川原にもとからあった。それが100年ぐらい眠ってあった。それを復元した」「『津軽100人衆』をつくり地域に学んでやっている」「農協とは、胸を張って『農家と共にやっていくんだ』と言っている」「福祉が街づくりだ！をスローガンにやっている」「住み続けたい町を作りたい。視察に行ってもそれをそのまま真似をすることはできない。津軽には津軽の風習や気候があり、文化がある。それに基づかなければ自分たちの街づくりには繋がらない。

「疎外」とは、自らが本来持っている諸能力が自らのものとなっていない状態をいう。各シンポジストの発言には青森県における今日的な疎外の実態を見極め、それを本来地域にある歴史や文化や生産（本来持っている力）に学び依拠しながら運動の中で克服していこうという姿が語られていた。そのことが、まさに重森氏が講演の中で指摘した21世紀の地域像としての「内発的發展」の青森県における具体的実践であろう（『住民と自治』2000年11月号参照）。

津軽三味線の二度と現れない演奏者である高橋竹山生誕100年にあたり、その演奏を聴くと、余人ではなしえない「津軽の響き」が聞こえてくる。そこには生存を掛けた貧困との闘いの中で創造された強烈なパーソナリティを我々は感じる。貧困であればいいということを主張しているのではない。戦後、日本資本主義の中で物質的大量消費社会が作られ、それを当然として、より多くの物質への欲求の中で、我々は生きてきた。しかし、そのことが青森県の新たな「貧困」（生命や財産への脅威）を生んでいる。もう一度、「貧困」とは何かを実践的に模索する必要を実感している。

XVII. 人間と自然との物質代謝から見た労働運動の2本柱

一産別運動と地域運動との統一

全労連は、産業別組織（単産）と地方組織（都道府県労連）を、対等平等の加盟単位として結成された。では、なぜ労働組合が産別運動だけではなく、「産別運動と地域運動との統一」を運動の柱としているのか。その理論的根拠について、誤りを恐れずにいえば、次のようにいえるのではないだろうか。

人間が他の生物と区別される最大の相違点は、生きるための自然との物質代謝を、社会的諸関係を通じて主体的に実践し、自然と人間自身を変革している点にある。そして、物質代謝の在りようである生産様式が歴史の各段階を特徴付けている。

資本主義における人間と自然との物質代謝は、労働の場での労働過程と生活の場である地域における生活過程という二つの過程によって構成されている。したがって、人間としての要求実現のためには、その二つの過程での実践が不可欠である。それが労働過程における産別運動と生活過程における地域運動である。ここに、全労連運動が目指す「産別運動と地域運動との統一」の理論的根拠があるのではないだろうか？

より具体的にいうと、資本主義社会では労働過程での「搾取」と、生活過程での「収奪」という人間の全面的発達への二大障害要因がある。労働力商品が生産過程で生み出す剰余価値を労働者自身ではなく資本家が受け取る「搾取」と、税や社会保障費などの不公平な負担による収奪、その二つに対する闘いなしに、人間の根本的要求である全面的発達を保障することは不可能である。たしかに、労働運動の中心は、産別運動である。しかし、労働運動での賃上げが消費税によって失われてしまったように、国の政策によって国民生活は大きく左右されている。

また、産別運動だけで教育や社会保障などの要求を実現することは不可能である。国や地域の政策は、国会や地方自治体の政策を変えさせることなしに実現はしない。そして、国会は地域から選出された国会議員によって構成され、その選出は、地域住民の選挙での選択にかかっている。国の政策が地域の運動によって変更させることができるという教訓を、我々は2007年の参議院選挙と2009年衆議院選挙の両選挙で学んだ。

もっとわかりやすく言うと、アルバイトで働き年収100万円のA君が、仕事（労働過程）の帰りにスーパーで食料品を1000円買った（生活過程）。そうしたら50円（5%）の消費税を取られた。この消費税50円は、庶民であるA君から収奪されたものである。1989年に消費税が導入される前は存在しなかった税であり、それ以前であれば50円を払う必要がなかったからである。しかも、消費税は典型的な不公平税制である。A君の100倍の年収1億円の高額所得者であるBさんが、同じスーパーで100倍の10万円の食料品を買えば所得に対する税負担は同じであるが、買うはずがない。ということは、所得に対する税負担は、Bさんに対してA君は100倍ということになる。この問題を労働過程での闘いとして産別運動で、経営者や経営者の団体と団体交渉をいくら重ねても、抜本解決はありえない。地域から消費税反対の意見を上げ、それに反対する住民や民主団体と連帯し、国政選挙で消費税反対の国会議員を国会で多数にするという、生活過程での地域運動によって、はじめて不公平税制は廃止できるのである。消費税の税収のほとんどが法人税での減税に使われたということはよく知られた事実である。そのことは、庶民の懐からお金を取り上げ、大企業の財布に入れたということを意味している。

まさに、「労働過程での産別運動と生活過程での地域運動の統一」こそが、資本を変え、地域を変え、国を変えていく、社会を変革していくための資本主義社会の構

造に合致した運動といえる。この運動方向を、人権を守り国民主権を実現しようとする諸勢力と広範にかつ深く連帯して進めることが全労連に求められている。その意味で、産別とともに、地方組織県労連そして地域組織地区労連は、人権保障のための社会変革にとって、まさに最前線にあるといえる。以上が、全労連の提起する産別運動と地域運動との統一の理論的根拠ではないだろうか？

XⅧ. おわりに

局面の闘いに敗れることが恐ろしいのではない。恐ろしいのは自らの位置、闘いの座標軸を見失うことである。見失えば、闘いの展望は見えてこない。もし座標軸を見失わなければ、その位置から展望をもって闘いを再び開始することができる。そして、闘いの座標軸とは、縦軸としての「日本国憲法」、横軸としての「団結（人間的連帯）の水位」ではないだろうか。そこに運動を位置づけ、闘いのベクトルの方向と力を運動の中で確認することが、闘いにとって不可欠である。

全労連そして県労連の闘いは、自分たちの闘いだけによって形成されているのではない。日本人民のそして世界人民の闘いの到達点としての闘いである。我々の闘いの指針である日本国憲法は、その97条で「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と書き、12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と記している。

また、我々の闘いは、労働組合運動だけでは決着できないことは、繰り返し指摘してきた。本論冒頭に、「国民生活否定の根源『大企業支配とアメリカ従属』との闘いが、今年の参議院選挙をその焦点として迎えている。歴史は、国民が主人公の日本を創るという壮大な民主主義創造の運動によって前進する。2010年は、我々国民に『嘆きを怒りに、怒りを行動に！』立ち上がることを、歴史的必然として選択する年となるであろう。」と述べたことは、本論で「青森県の労働者・県民の状態」を不十分であるが追求した事実そのものによって、実証されているのではないだろうか。